

小樽市国民保護計画

平成31年3月
小樽市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	2
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態	14
2	緊急処理事態	14
第2編	平素からの備えや予防	15
第1章	組織・体制の整備等	15
第1	市における組織・体制の整備	15
1	市の各部局における平素の業務	15
2	市職員の参集基準等	17
3	消防機関の体制	19
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2	関係機関との連携体制の整備	20
1	基本的考え方	20
2	道との連携	21
3	近接市町村との連携	21
4	指定公共機関との連携	22
5	ボランティア団体等に対する支援	23
第3	通信の確保	23
第4	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24
2	警報等の伝達に必要な準備	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
4	被災者情報の収集・報告に必要な準備	28
第5	研修及び訓練	28
1	研修	28

2	訓練	29
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	31
1	避難に関する基本的事項	31
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	32
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5	避難施設の指定への協力	33
6	生活関連等施設の把握等	33
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	34
1	市における備蓄	34
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章	国民保護に関する啓発	35
1	国民保護措置に関する啓発	35
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1	事態認定前における緊急事態対策連絡室等の設置及び初動措置	38
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2章	市対策本部の設置等	40
1	市対策本部の設置	40
2	通信の確保	45
第3章	関係機関相互の連携	45
1	国・道の対策本部との連携	45
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請等	46
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	46
4	他の市町村長等に対する応援の要請、事務の委託	47
5	指定行政機関の長に対する職員の派遣要請	48
6	市の行う応援等	48
7	ボランティア団体等に対する支援等	48
8	住民への協力要請	49
第4章	警報及び避難の指示等	50
第1	警報の伝達等	50
1	警報の内容の伝達等	50
2	警報の内容の伝達方法	51

3	緊急通報の伝達及び通知	5 2
第 2 章	避難住民の誘導等	5 2
1	避難の指示の通知・伝達	5 2
2	避難実施要領の策定	5 3
3	避難住民の誘導	5 6
第 5 章	救援	6 4
1	救援の実施	6 4
2	関係機関との連携	6 5
3	救援の内容	6 5
4	医療活動を実施する際に特に留意すべき事項	7 0
5	救援の際の物資の売渡し要請等	7 0
第 6 章	安否情報の収集・提供	7 2
1	安否情報システムの利用	7 2
2	安否情報の収集	7 3
3	道に対する報告	7 3
4	安否情報の照会に対する回答	7 3
5	日本赤十字社に対する協力	7 4
第 7 章	武力攻撃災害への対処	7 5
第 1 章	武力攻撃災害への対処	7 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 5
第 2 章	応急措置等	7 6
1	退避の指示	7 6
2	警戒区域の設定	7 7
3	応急公用負担等	7 8
4	消防に関する措置等	7 9
第 3 章	生活関連等施設における災害への対処等	8 1
1	生活関連等施設の安全確保	8 1
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 2
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	8 2
第 4 章	NBC 攻撃による災害への対処等	8 3
1	NBC 攻撃による災害への対処	8 3
第 8 章	被災者情報の収集及び報告	8 6

第9章	保健衛生の確保その他の措置	87
1	保健衛生の確保	87
2	廃棄物の処理	88
第10章	国民生活の安定に関する措置	89
1	生活関連物資等の価格安定	89
2	避難住民等の生活安定等	89
3	生活基盤等の確保	89
第11章	特殊標章等の交付及び管理	90
第4編	復旧等	93
第1章	応急の復旧	93
1	基本的考え方	93
2	公共的施設の応急の復旧	93
第2章	武力攻撃災害の復旧	94
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	94
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	94
2	損失補償及び損害補償	95
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	95
第5編	緊急対処事態への対処	96
1	緊急対処事態	96
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	96

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

世界の恒久平和の実現は、小樽市民を含めて国民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力を続けることが何よりも重要なことです。

小樽市（小樽市長及びその他の執行機関をいいます。以下「市」といいます。）は、市民の安全・安心が脅かされるどのような事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重し、市民の協力を得て、関係機関と連携しながら事態の対処に万全を尽くす必要があります。

武力攻撃事態等（注1）において、市は国、北海道（以下「道」といいます。）、関係機関と協力して避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃により発生した災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」といいます。）を的確かつ迅速に実施する必要があります。

このため、国民保護法（注2）や基本指針（注3）、北海道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」といいます。）に基づき、「小樽市の国民の保護に関する計画」（以下「市国民保護計画」といいます。）を策定します。ここでは、市の責務を明らかにするとともに、計画の趣旨、構成等について定めます。

（注1） 武力攻撃事態等・・・武力攻撃が発生した事態又は、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。

（注2） 国民保護法・・・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」。

（注3） 基本指針・・・国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が武力攻撃事態等に備えて国民保護措置に関して、あらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となります。（国民保護法第32条、平成17年3月閣議決定）。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法やその他の関連する法令、基本指針及び道国民保護計画を踏まえて、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得ながら、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市民の安全・安心が脅かされるどのような事態においても、市には市民の生命、身体、財産を守る責務があり、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成することとします。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画では、市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項など市が実施する国民保護措置に関する事項（国民保護法第35条第2項各号に掲げられている事項）について定めます。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 基本用語集
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たな仕組み、方法などの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置に備えた訓練の検証結果などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとします。なお、資料編の内容については、定期的な更新に努めます。

(2) 市国民保護計画の変更手続き

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様に、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、軽微な変更（注4）を除き、市国民保護協議会で審議を行います。この審議の結果をもとに、変更計画を取りまとめ、道に協議し同意を得た後に、市議会への報告や公表を行います。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を速やかで適切に実施するときの市の基本的な考え方について、以下基本方針として明らかにします。

<市の基本的な考え方>

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法が保障する国民の自由と権利など基本的人権を尊重します。

しかし、やむを得ず医薬品や食料品などを救援物資として確保する場合、また避難所や医療施設を確保するために個人の土地を使用する場合などで、住民の自由と権利に制限を加えるときは、必要最小限にとどめ、公正かつ適正な手続きの下に行います。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施により損害が生じた場合、国や道とともに実費弁償又は損害補償についての手続きをできる限り速やかに処理するように努めます。

また、国民保護措置の実施に伴う不服申し立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済の申出などがあった場合の手続きについても、できる限り速やかに処理するように努めます。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時にかつ適切な方法で提供します。

(注4) 軽微な変更・・・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（平成16年政令第275号 以下「国民保護施行令」という。）で定める軽微な変更は、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しないこととされています。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、武力攻撃事態等において、円滑に国民保護措置が実施できるよう、平素から国、道、近隣の市町村、指定公共機関(注5)及び指定地方公共機関(注6)など関係機関相互の協力関係を築き、各関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保に努めるとともに、速やかな対応ができるよう連携体制の整備を図ります。

(5) 国民の協力

市は、国民保護措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導や負傷者の介助の手助けなどについて、協力を要請することとし、国民は、自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとし、

また、武力攻撃事態等における災害に対処（負傷した人の救急、救助や火災の消火など）できるよう、平素から消防団及び自主防災組織(注7)の活動を活性化するとともに、ボランティア団体が活動しやすい環境づくりに努めます。

(注5) 指定公共機関・・・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）及び同法施行令（平成15年政令第252号）で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいいます。

(注6) 指定地方公共機関・・・道の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいいます。（北海道瓦斯株式会社など）

(注7) 自主防災組織・・・災害対策基本法第5条第2項に規定する、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法（注8）の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するときは、特に高齢者や障がい者その他特に配慮を要する国民に対して、警報及び緊急通報を速やかに伝達するとともに、避難誘導や救援について取り残されることがないように配慮を行います。

また、日本語での対話が困難な外国人居住者や地理不案内な旅行者へも、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援について配慮を行いません。

市が国民保護措置を実施するときは、「誰でも戦闘に参加していなければ性別、年齢、宗教、人種などによって差別されることなく保護される。」という国際的な武力紛争において適用される国際人道法の適用を確保します。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報や避難、緊急通報などに関する放送については、放送の自立を保障することにより、言論その他表現の自由が尊重されるよう特に配慮します。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う電気、ガス、水道、通信などの復旧活動や安定供給など、平素から行っている事業に関する国民保護措置については、事業者ごとに自主的に行われるものであることを十分に認識します。

また、日本赤十字社が国民保護措置を実施する場合については、人道的な活動を任務としている赤十字の理念に照らし、その自主性を尊重します。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置を行う医療関係者や市・消防職員などの安全確保を十分に配慮するとともに、市の要請に応じて協力する者に対しても、安全の確保が十分に図られるよう配慮します。

(注8) 国際人道法・・・武力紛争の傷病者、一般の人々、捕虜などの人道的取扱いを想定した諸条約、法規、習慣の総称。

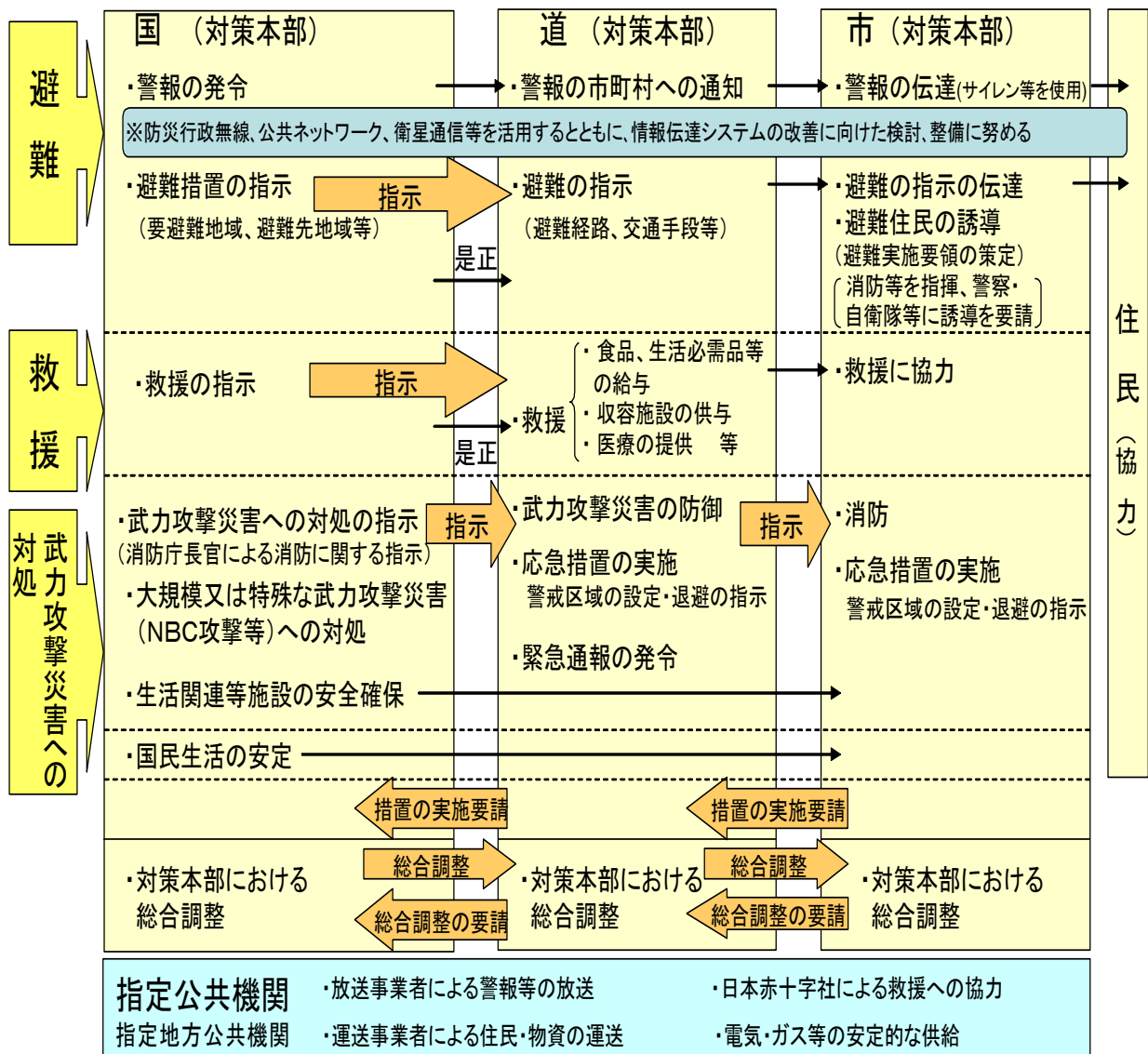
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり、関係機関と円滑な連携を確保できるよう、市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておきます。

1 国民保護措置の仕組み

国、道、市におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図で表すと、次のようになります。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

○ 市の事務又は業務の大綱等

1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
10	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

	機 関 名	勤務時間内	夜間休日
国	消防庁 応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	03-5253-7777(宿直室) 03-5253-7553(FAX)
	陸上自衛隊第11特科隊 防災情報担当幹部	011-581-3191 (内線 2681)	部隊当直司令 (内線 3439)
	第一管区海上保安本部 小樽海上保安部警備救難課	27-0118 (代表) 27-6166 21-2834(FAX)	左記に同じ
	北海道開発局 小樽開発建設部 (防災対策管)	23-5131	23-5131(当直室)
	北海道総合通信局 防災対策推進室	011-747-6451 011-709-2481(FAX)	090-1525-0101
	札幌管区气象台 ・地震火山課 ・予報課	011-611-6125 011-611-6123	左記に同じ

道	北海道後志総合振興局 ・地域政策課（防災・原子力防災） ・小樽建設管理部（維持管理課）	85-6350-2191 0136-23-1345 0136-22-0948(FAX) 25-2196	総合行政情報 ネットワーク(※1) コールセンター 対応(※2)
	北海道総務部危機対策局 ・危機対策課 防災Gダイヤル 危機調整Gダイヤル ・原子力安全対策課 環境安全Gダイヤル	85-6210-22-582 011-204-5008 011-204-5014 011-231-4314(FAX) 011-204-5012 011-232-1101(FAX)	総合行政情報 ネットワーク(※1) 連絡員室 011-231-3398 011-231-3402(FAX)
	北海道原子力環境センター	0135-74-3131 0135-74-3135(FAX)	左記に同じ
	北海道警察 札幌方面小樽警察署	27-0110	左記に同じ
ライフライン	北海道電力(株) 送配電カンパニー小樽支店 ・企画総務G ・非常災害対策室	23-1112 33-9143(FAX) 22-4581	左記に同じ
	北海道ガス(株)小樽支店	24-1511	左記に同じ
	(株)NTT東日本 北海道小樽支店	24-2271	左記に同じ
	JR北海道小樽駅	22-0771	左記に同じ
広報	FMおたる	32-1000 33-7630(FAX)	左記に同じ
近隣自治体	札幌市 危機管理対策部危機管理対策課	011-211-2111(代表) 011-211-3062(直通) 011-218-5115(FAX)	左記に同じ
	石狩市 総務部総務課危機管理担当	0133-72-3111(代表) 0133-72-3190(直通) 0133-75-2275(FAX)	左記に同じ
	古平町 企画課防災対策係	0135-42-2181 0135-42-3583(FAX)	左記に同じ
	余市町 総務部地域労働推進課防災係	0135-21-2111 0135-21-2144(FAX)	左記に同じ
	赤井川村 総務課企画防災対策係	0135-42-2181 0135-42-3583(FAX)	左記に同じ

第4章 市の地理的、社会的特徴

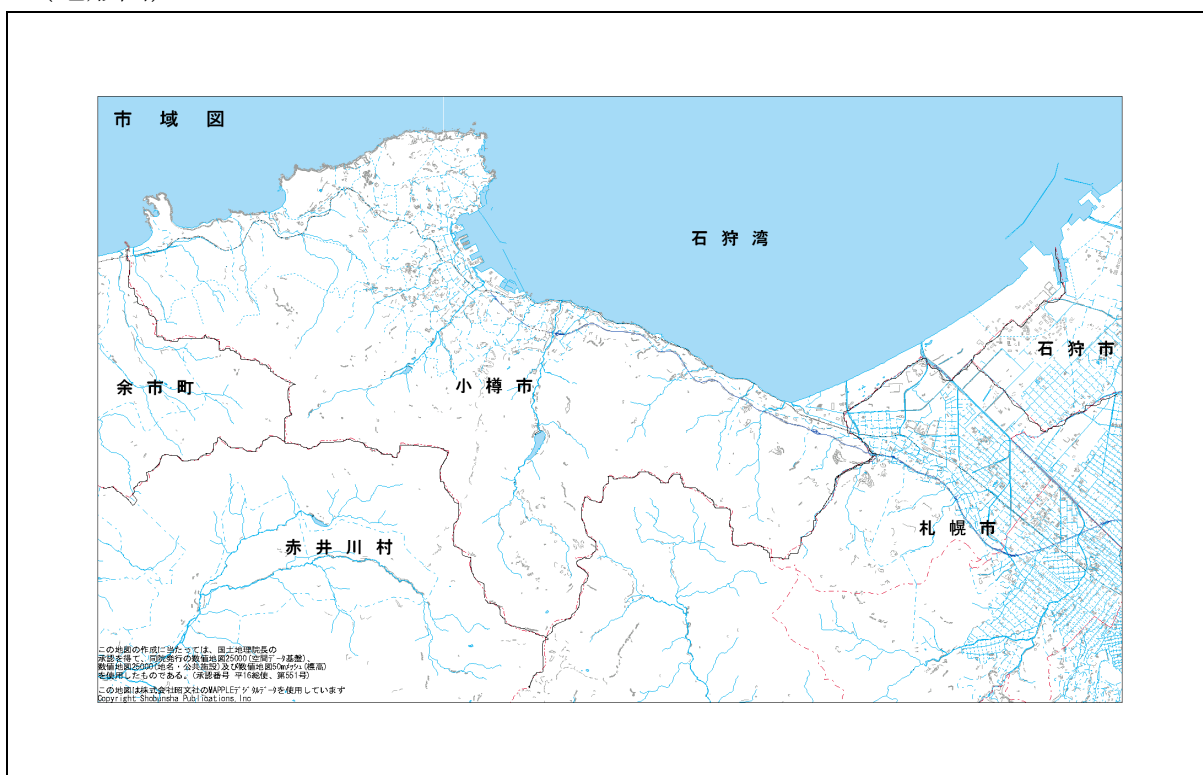
市は、武力攻撃事態等において、市の地理的、社会的特徴等を考慮した国民保護措置を適切かつ迅速に実施する必要がありますが、その概要は次のとおりです。

(1) 地形

市は、北海道の西海岸のほぼ中央に突出した積丹半島から深く湾曲した石狩湾の懐にあり、東西に68.62km（平成21年3月31日現在）と長い海岸線を有し、東は石狩市・札幌市、西は余市町、南は赤井川村と接しており、北は日本海に面しています。

山系がそのまま海上に突出した地形を示し、平野部が少なく丘陵と山地が大部分を占めています。このため河川の延長は短く急流で、流量も降水量に応じて短時間に著しく増減します。

(地形図)



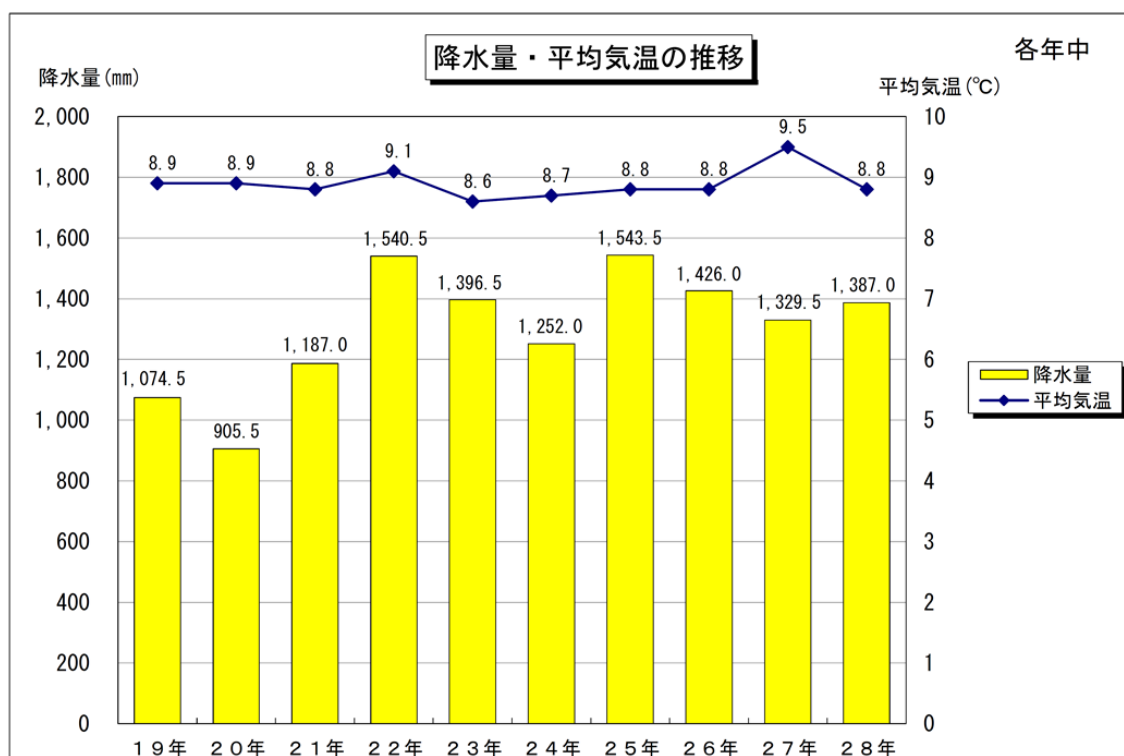
(2) 気候

海洋性の気候で、四季を通して、気温の格差は小さく、比較的温暖な気候です。暖候期は、南西と北東の海陸風が多く、特に4・5月は南西の風が強まり、

フェーン現象を伴う乾燥した気象となります。7月下旬から8月中旬にかけて本格的な夏となり、夏日の平年値は36.1日、真夏日の平年値は5.0日、最高気温の極値は34.9℃となっています。8月頃から雨量が多くなり、台風や低気圧の影響で大雨による災害が過去に発生しています。また、日降水量の最大値は161.0mmとなっています。

冬は西南西の季節風が主風系で、この風は離岸風となるため北海道西海岸の中では弱い方です。気温は全道的にみると温暖で、最低気温は-1.8℃となっています。12月から2月は曇りや雪の日が多く、北海道南部に優勢な低気圧があり、石狩湾に別の低気圧が発生した場合には大雪となりやすく、積雪量は全道でも多いほうで、継続日数は130日におよび、最深積雪は173cmです。10月下旬に初霜、初雪がみられ、初雪の最早記録は10月13日となっています。

小樽港では、潮汐の干満差は小さく、北よりの風が強まるとその影響で港内の波が高くなります。港内外ともに氷結はなく、濃霧の発生もまれにある程度です。



(3) 人口分布

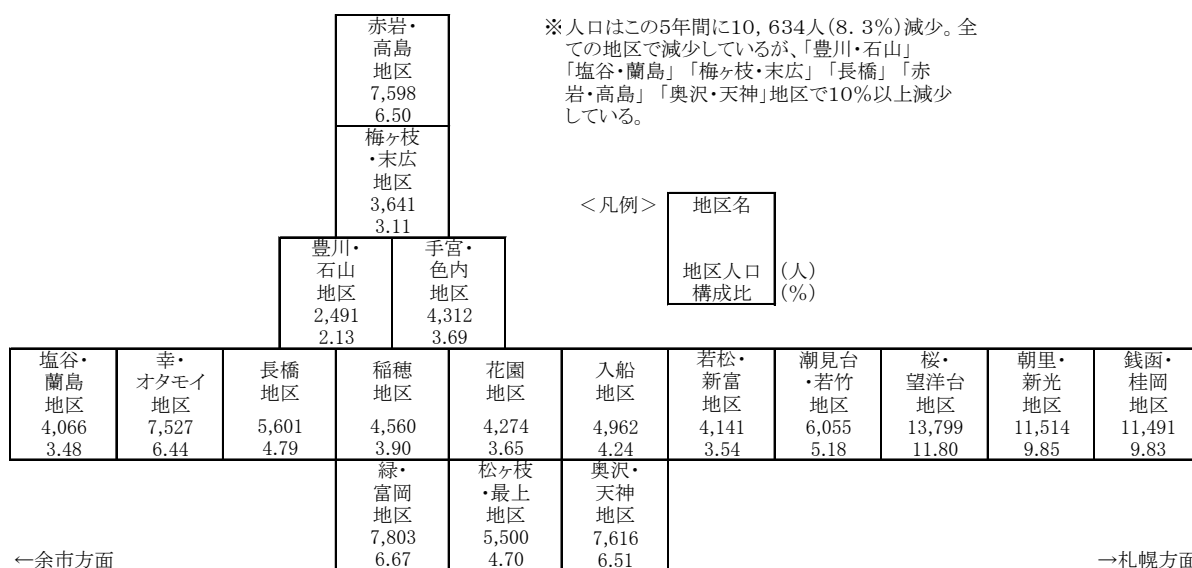
市の人口は116,951人（平成30年10月31日現在）となっています。

人口の分布をみると、人口が多い地区では、桜・望洋地区が13,799人、

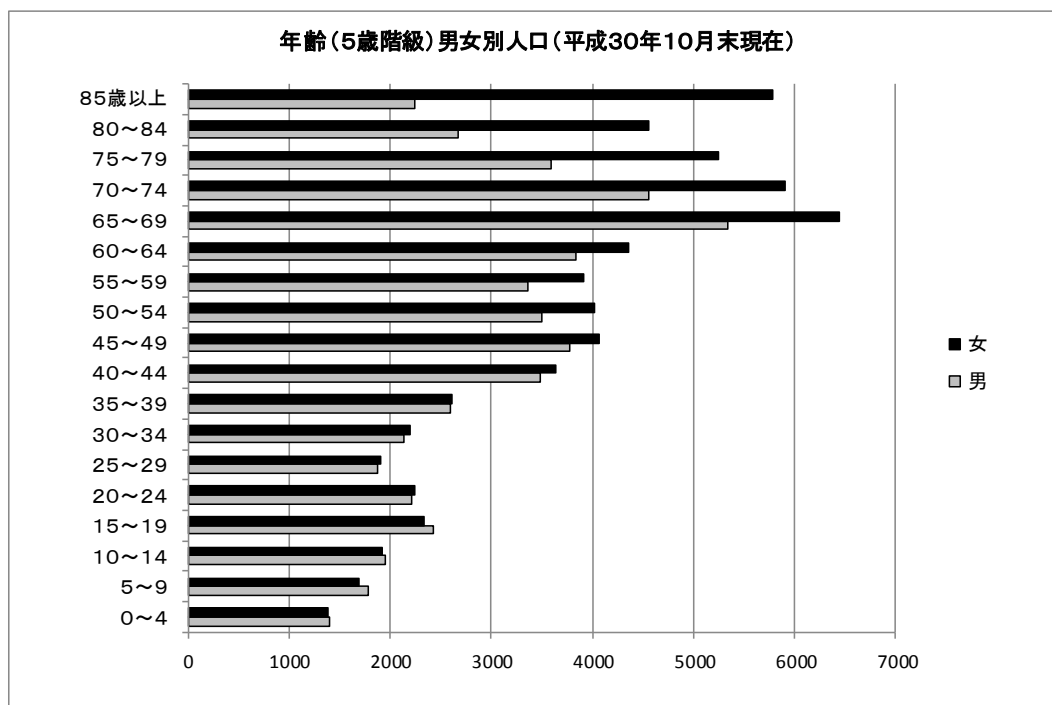
朝里・新光地区が11,514人、銭函・桂岡地区が11,491人となっています。少ない地区では、豊川・石山地区が2,491人、梅ヶ枝・末広地区が3,641人、塩谷・蘭島地区が4,066人となっています。

昼夜間人口は、流入人口12,532人に対して流出人口10,163人で2,369人の流入超過となっています。(平成27年国勢調査)

市内地区別人口分布図(平成30年10月末現在 総人口 116,951人)



注)住民基本台帳に基づく独自集計



(4) 道路の位置等

市の高速交通網は、東部に隣接する札幌市から市中心部に至る札幌自動車道と、そこから分岐して西部に隣接する余市町まで通じている後志自動車道となっています。また、本市と札幌市、余市町を結び東西の軸となっている国道5号のほか、札幌自動車道から臨港地区・運河周辺を通り国道5号に繋がる道道小樽港線が市内における主要な幹線道路となっています。

この他、東部朝里川温泉地区から南東に延びる道道小樽定山溪線は、途中札幌国際スキー場前を通過し札幌市定山溪地区と繋がり、市中心部から南部に延びる国道393号は赤井川村と繋がっています。

また、市中心部から市街地を山側に迂回して塩谷地区へ通じる道道小樽環状線は、市道により余市町と繋がっています。



※ この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図を使用したものである

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR北海道が札幌市から余市町方面へ東西を結ぶ形で延びています。

港湾は、市中心部に位置する小樽港と東に石狩市とまたがって位置する石狩湾新港があります。小樽港は、水深4.5m以上（最大水深13m）の大型岸壁を41バース（注9）有しており、その全延長は7,253mであり、新潟と舞鶴を結ぶ定期フェリーが就航しています。また、石狩湾新港は、水深7.5m以上（最大水深14m）の大型岸壁を20バース有しており、その全延長は3,110mです。（石狩湾新港の小樽市域分の大型岸壁は6バースで、全延長は1,040mです。）

(注9) バース・・・船席。船舶が係留できる場所。

なお、石狩湾新港地域内の石狩市新港中央4丁目の区域については、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により、石狩地区として指定されています。

鉄道、港湾位置図



(6) その他

市の平成29年度観光入込客数は約800万人となっています。また、アジア圏をはじめとする外国人宿泊客数者は年々増加傾向にあり、平成29年度では20万人を超えています。

このため、国民保護措置を実施するにあたっては、急増している独居高齢者とともに観光旅行者に対して、その中でも外国人に対する配慮が必要です。

また、小樽港に入港する外国船籍の船舶や外国人の船員も多く、災害発生時や避難の警報の伝達について配慮することが求められています。

地理的には、北が日本海に面し、南は山麓が連なっていることから、陸路では、避難ルートは東西方向を縦貫する国道5号が中心となります。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画では、道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とします。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画では、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とします。なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されています。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これら4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器又は生物剤、化学剤を用いた兵器による攻撃）の特徴等については、基本指針に記述されています。

2 緊急処理事態

市国民保護計画では、緊急処理事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とします。なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されています。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム(注10)等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴については、基本指針に記述されています。

(注10) ダーティボム・・・放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引起す爆弾

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市が、国民保護措置を速やかで適切に実施するためには、平素から組織及び体制、職員の配置及びサービス基準などについて整備を図ることが重要です。

このため、各部局の平素の業務や職員の参集基準等について次のとおり定めます。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を速やかで適切に実施できるよう、平素から国民保護法上の関連業務の実施に努めます。

なお、国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整などについては、総務部災害対策室で行います。

部 局 名	平 素 の 業 務
総務部	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護協議会の運営に関する事・ 市国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部に関する事・ 避難実施要領の策定に関する事・ 物資及び資材の備蓄等に関する事・ 関係機関との連絡調整に関する事・ 現地対策本部、現地調整所の設置に関する事・ 国民保護措置の訓練に関する事・ 近隣市町村との連携に関する事・ 国民の権利利益救済（訴訟、文書保存）に関する事など・ 情報通信手段の機能確保（要員配置）に関する事・ 広報体制（責任者配置）に関する事・ 安否情報の収集（報告・照会・回答）体制整備に関する事など
財政部	<ul style="list-style-type: none">・ 被災情報（人的・物的）の収集・連絡体制の整備に関する事・ 市所有車両の管理運営に関する事・ 損失補償、損害補償に関する事・ 住民の避難誘導に関する事（消防と連携して）など
生活環境部	<ul style="list-style-type: none">・ 避難経路誘導員の配置に関する事（医療保険部と連携して）など・ 避難施設の運営体制整備に関する事（医療保険部と連携して）など・ 廃棄物の処理に関する事など

部 局 名	平 素 の 業 務
医療保険部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路誘導員の配置に関すること（生活環境部と連携して）など ・避難施設の運営体制整備に関すること（生活環境部と連携して）など ・廃棄物の処理に関することなど
産業港湾部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の救援（誘導中の食料支援含む）に関することなど ・港湾施設の警戒・安全確保措置に関することなど
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者など避難行動要支援者（注11）に関すること（支援班） ・ボランティア団体に関することなど
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害の復旧に関すること ・道路、河川の安全確保管理に関すること（通行禁止措置含）など
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・医薬品等の供給体制整備に関すること ・保健衛生に関すること ・動物の保護等に関することなど
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教育施設の入館者などの安全確保及び施設の保全に関すること ・市立学校及び教育施設への警報の伝達体制の整備に関すること ・文化財の保護に関することなど
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の警戒・安全確保措置に関すること ・避難施設などへの給水に関することなど
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（警戒区域設定含む） ・住民への警報伝達及び緊急通報の伝達に関すること ・避難住民の避難誘導に関すること（財政部と連携して） ・避難地域における残留者の確認・自力歩行困難者の救出に関する ことなど

（注11）避難行動要支援者・・・災害対策基本法第49条に規定された「災害時に自ら避難することが困難で円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」

2 市職員の参集基準等

(1) 市職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、次のとおり市職員の参集基準を定めておきます。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等による災害が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部と連携を図るとともに当直の強化など、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保します。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じた適切な国民保護措置を実施するため、職員の参集体制を整備するとともに、参集基準について次のとおり定めておきます。その際、市長の行う判断を常時補佐できるよう体制の整備に努めます。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	国民保護担当（災害対策室・消防本部）職員が参集
②緊急事態対策連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じてその都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁または所属する職場へ参集する

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ①
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） ②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保することとします。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶や職員の被災などにより、参集が困難な場合も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保することとします。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部職員の代替職員については、次のとおり定めます。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市 長	副市長	総務部長	総務部次長
副市長	総務部長	総務部次長	企画政策室長
教育長	教育部長	教育部次長	学校教育支援室長
消防長	消防本部次長	消防署長	(消)総務課長
総務部長	総務部次長	企画政策室長	総務課長
財政部長	財政部次長	財政課長	市民税課長
産業港湾部長	産業港湾部次長	観光振興室長	商業労政課長
福祉部長	福祉部次長	子育て支援室長	地域福祉課長
保健所長	保健所次長	保健総務課長	生活衛生課長
小樽病院長	副院長	副院長	副院長
小樽病院事務部長	(病)事務部次長	(病)事務課長	(病)経営企画課長
生活環境部長	生活環境部次長	(生)管理課長	生活安全課長
建設部長	建設部次長(土木・まちづくり)	建設事業室長	建設部次長(庶務・建築)
港湾室長	管理課長	事業課長	港湾振興課長
水道局長	水道局次長	(水)総務課長	防災・企画調整担当主幹
教育部長	教育部次長	学校教育支援室長	教育総務課長
医療保険部長	医療保険部次長	国保年金課長	介護保険課長

(6) 職員の服務基準

(3) の①～③の体制ごとに、参集した職員が行う事務について定めます。

(7) 交代要員等の確保

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合に、その機能が確保されるよう次の項目について定めます。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置について
- ② 食料、燃料等の備蓄について
- ③ 自家発電設備の確保について
- ④ 仮眠設備等の確保について

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めます。

その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえて、特に初動時における消防本部と消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できるよう体制を整備します。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担います。このため、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援などを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図ります。

また、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

さらに消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めます。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当窓口を定めます。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応します。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧と担当課室】

	手続項目一覧	担 当 課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	総 務 課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	商業労政課
	土地の使用に関する事。 (法第 82 条)	資産税課
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)	財 政 課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	財 政 課
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		総 務 課
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		総 務 課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存します。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等が起きないように、安全で適切な保管場所の確保に努めます。

また、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、これらの手続に関連する文書の保存期間を延長します。

第 2 関係機関との連絡体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、関係機関との連絡体制整備のあり方について次のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連絡体制の活用

市は、武力攻撃事態等に伴う国民保護措置を速やかで適切に実施するため、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連絡体制を整備します。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関

係機関との連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置に係る個別の課題に関して、関係機関と意見交換の場を設けることなどにより、関係機関相互の意思疎通を図り、人的なネットワークを築きます。この場合、国民保護協議会の部会を活用することなどにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意します。

2 道との連携

(1) 道の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新をし、国民保護措置の実施の要請等が円滑に行われるよう、道と必要な連携を図ります。

(2) 道との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等、避難・救援の方法等に関して、道との間で密接な情報の共有を図ります。

(3) 市国民保護計画の道への協議

市国民保護計画の策定に当たっては、道との協議を通じて、道が行う国民保護措置と市が行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 北海道警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市が管理する道路について、通行禁止措置等に関する情報を道路利用者へ積極的に提供できるよう、北海道警察（以下、「道警察」という。）と必要な連携を図ります。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村における国民保護措置に係る担当部署や連絡先等に関して、常に最新の情報を把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について、協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制や物資及び資材の供給体制等について近接市町村相互間の連携を図ります。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、国民保護措置の実施に当たって、消防機関の活動が円滑に行われるよう、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行い、また、消防機関のNBC（注1 2）対応可能部隊数やNBC対応資材の保有状況を相互に把握することなど、近接市町村の消防機関との相互応援体制の整備を図ります。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、市を管轄する指定公共機関の担当部署、連絡先等について平素から最新の情報更新を行うなど、緊密な連携強化に努めます。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に、医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認し、平素から意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークとの広域的な連携を図ります。

また、特殊な災害へ速やかに対応できるよう、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について、必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図ります。

また、市内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図ります。

(注1 2) NBC・・・核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) のこと。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に関する支援

市は、自主防災組織及び町内会などのリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置についての周知や協力体制の強化を図ります。

また、国民保護措置に備えた訓練への参加を促進し、自主防災組織等による消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努めます。

(2) ボランティア団体との連携

市は、平素から、日本赤十字社北海道支部、その他ボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努めます。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において、国民保護措置を速やかで適切に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であり、市は、非常通信体制の整備等について、次のとおり定めます。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保など国民保護措置の実施に関する対策の推進を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮します。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等において情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電に備えた非常電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めます。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などは、総務部災害対策室で収集又は整理をし、関係機関及び住民に対して、正確かつ適時適切に情報提供することとし、そのための体制を整備します。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

市は、情報収集体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行うこととします。

施設 ・ 設備 面	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信手段の非常通信設備等について、非常通信の取扱いや機器操作の習熟を含めた管理・運用体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃により被害を受けた場合に備えて、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）や関連機器装置の二重化など、障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備充実及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・被災状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、道対策本部等へ伝送する画像伝送無線システムの整備に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において、確実に利用ができるよう国民保護措置の実施に必要な非常通信設備の定期的な総点検を行う。
運用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日における体制を確保し、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃による被害を受けた場合に備えて、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎が停電の場合を想定して、非常電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練の実施は、地理的な条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達や避難先施設との通信確保等に関して訓練を行い、終了後は評価をして必要な体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態など非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被災した場合、他の職員が円滑にその職務を代行できるような体制の整備を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報提供する場合には、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際して援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるような検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、情報収集に当たっては、地域防災計画との整合を図り、情報収集の役割分担を定めます。

また、国民保護措置の実施のため、必要な情報の収集や蓄積及び更新に当たっては、情報セキュリティに留意するとともに、関係機関相互で円滑に利用できるように情報のデータベース化など共有化に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、道から警報の内容の通知があった場合に備え、住民及び関係団体、大規模集客施設等への伝達方法についてあらかじめ定めておくとともに、伝達方法等の理解が行き渡るように事前に説明や周知を図ることとします。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会などとの協力体制を整備するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮します。また、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市国民保護計画に定めておくこととします。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、緊急速報メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等によるほか、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化やデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備を図ります。

更に緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（注13）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）（注14）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）（注15）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備に努めます。

(注13) 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）・・・国から行政専用のネットワーク（L G W A N）を経由して、都道府県・市町村に緊急情報を配信するシステム

(注14) 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）・・・弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星及び地上回線を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動させることにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(注15) 総合行政ネットワーク（L G W A N）・・・地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワーク。震ヶ関WANとの接続により国の各府省庁との間の情報交換も行えます。

(3) 道警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容が速やかで適切に行われるよう、道警察との協力体制を整備します。

また、必要に応じて、小樽海上保安部及び第一管区海上保安本部（以下「海上保安部等」といいます。）との協力体制を整備します。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図ります。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、道から警報の内容の通知を受けた時に、市長は速やかに情報の伝達を行うこととなる市域内にある学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の住民等が利用又は居住する施設について、道と市の役割分担を考慮して定めます。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう道と連携して各種の取組みを推進します。

その際、先進的な事業者の取組みを紹介するなどにより、事業者の協力が得られやすくなるような環境の整備に努めます。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民や武力攻撃災害により、死亡又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」といいます。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式3号の安否情報報告書の様式により、道に報告します。

【収集・報告すべき情報】→資料編へ

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集し、整理、報告及び提供することができるよう、

安否情報の責任者等をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うこととします。
また、道の安否情報収集体制（担当配置、収集方法・収集先等）の確認を行います。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所など安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくこととします。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び道への報告等を正確かつ適時適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告にあたる担当者を役割分担に基づき定めるとともに、必要な体制を整備します。

【被災情報の報告様式】→資料編へ

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対して、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めます。

第5 研修及び訓練

市の職員には、住民の生命、身体及び財産を保護する責任があることから、研修により国民保護措置の実施に必要な知識を得るとともに実践的な訓練により、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めることが必要です。

このため、研修や訓練の方法について必要な事項を次のとおり定めます。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を持つ職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。

(2) 職員等による研修機会の確保

市は、国や道が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用した職員研修

を行います。

また、道と連携して、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対し、国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング（注16）等も活用しながら多様な方法により研修を行います。

（3）外部有識者による研修

市は、国民保護措置に関する職員研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、道や自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材活用も考慮します。

2 訓練

（1）市における訓練の実施

市は、国民保護措置についての訓練の実施に当たっては、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、近隣市町村や道、国等関係機関と共同するなどの配慮を行います。

また、具体的な事態を想定した上で、防災訓練におけるシナリオや既存の情報、経験などを活用するとともに、道警察や海上保安部、自衛隊等との連携を図ります。

（2）訓練の形態及び項目

市は、訓練に際しては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づき参加者に意思決定を行わせる図上訓練など、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を想定した訓練計画を作成することとします。

また、防災訓練における実施項目を参考として、次に示す訓練を行います。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集に関する訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

（注16）eラーニング・・・パソコンやコンピュータなどを利用して教育を行うこと。

教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。一方で、機材の操作方法など実物に触れる体験が必要となるような学習は、eラーニングには向かない。

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間でお互いに応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮します。
- ② 町内会や自治会などの自主的な協力が得られるよう求めるとともに、住民の避難誘導や救援等に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への特別な配慮や的確な対応が図られるよう留意します。
- ③ 第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴くなどして、教訓や課題を明らかにした上で、国民保護計画の見直しなど訓練結果を反映していくこととします。
- ④ 町内会や自治会、自主防災組織などと連携し、住民に訓練への参加を広く呼びかけ、訓練の普及啓発に努めるとともに、訓練の開催時期、場所などについては、住民の参加が容易となるよう配慮します。
- ⑤ 学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の人が利用又は居住する施設の管理者に対して、火災や地震等に備えた計画及びマニュアル等に準じて、警報の内容の伝達及び避難誘導が適切に行なわれるよう、道と連携して必要な訓練の実施を呼びかけます。
- ⑥ 道警察と連携し、必要に応じて区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限することなど交通規制等の実施について留意します。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、武力攻撃事態等において、国の対策本部長から道を通じて避難や救援の指示を受けたときは、住民に対して、避難先や避難経路、交通手段などの内容を伝達するとともに道と連携して、避難施設の提供や食料品、衣料品、医薬品などの供給をしなければなりません。

このため、平素から避難や救援への備えに必要な事項を次のとおり定めます。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、平素から、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備するとともに、適時適切に更新します。

また、本市は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることから、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については、特に留意します。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】→ 資料編へ

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等についての意見交換や訓練を行うなど緊密な連携の確保を図ります。

(3) 避難行動要支援者等への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者に対して避難支援等(注17)を実施するため、平常時から避難支援等関係者(注18)の協力を得ながら対応方法の整備を図るものとします。

また、避難誘導時においては、「避難行動要支援者支援班」を速やかに設置できるよう職員の配置に留意することとします。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導に当たっては、地域の民間事業者の協力が重要であり、平素から、これら企業の協力が得られるよう連携、協力体制の整備を図ります。

(注17) 避難支援等・・・避難の支援や安否の確認などの必要な措置

(注18) 避難支援等関係者・・・支援等に携わる関係者

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難で時間的な余裕がない場合は、学校や事業所単位による集団避難をすることになることから、平素から、学校や事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、その対応を確認することとします。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、避難実施要領について、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、道、道警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行い、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、季節の別（特に冬期間の避難方法）、外国人旅行者を含む観光旅行者や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況などに配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するよう努めます。

3 救援に関する基本的事項

(1) 道との調整

市は、道から救援の一部の事務を市において行うこととされた救援に関する措置や市が道の行う救援を補助する場合においては、自然災害時における市の活動状況等を考慮しながら、市が行う救援の活動内容や道との役割分担等について、あらかじめ道と調整をしておきます。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、道と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保します。

また、本市が積雪寒冷地であることから、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握について、特に留意することとします。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めます。

特に、冬季の道路は、積雪による道路幅員の減少や閉鎖となる区間が生じることを考慮して、冬季における鉄道や船舶を活用した運送の実施体制について検討を行います。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、道が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有することとします。

※【輸送力に関する情報】→ 資料編へ

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等において避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、道が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有することとします。

5 避難施設の指定への協力

市は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力をします。

市は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により道と共有をするとともに、道と連携して住民に周知します。

6 生活関連等施設(注19)の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内にある生活関連等施設については、道を通じて把握することとし、道との連絡体制を整備します。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保対策の方針について定めます。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管担当部局】→資料編へ

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、特に情勢が緊迫している場合等においては、市が管理する公共施設等について、生活関連等施設の対応を参考にしながら、道の国民保護措置に準じて警戒等の措置を行います。なお、この場合には、道警察および海上保安部等と連携を図ることとします。

(注19) 生活関連等施設・・・国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなど、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設のことをいいます。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置の実施に当たり、市が備蓄、整備する必要な物資及び資材について次のとおり定めます。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために必要な物資や資材と共通するものが多いことを考慮し、原則として防災のために備蓄した物資や資材を国民保護措置にも活用することとします。

しかし、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資や資材（注20）については、国や道の備蓄又は調達体制を踏まえて整備することとします。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその備蓄や整備の促進に努めることとされております。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうちで国において備蓄・調達体制の整備をすることが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備を行うこととされていることから、市としては、国や道の整備状況を踏まえて、道と連携して対応することとします。

(3) 道との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備については、道と密接に連携して対応をするほか、武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置に必要な物資や資材を調達することができるように他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定等をあらかじめ締結しておくことなど、必要な体制を整備します。

(注20) 国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材・・・

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

2 市が管理する施設及び設備の整備や点検等

(1) 施設及び設備の整備と点検

市が管理する施設及び設備についての整備や点検は、国民保護措置の実施も考慮しながら行うこととします。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市が管理する上下水道施設等のライフライン施設については、自然災害に対する既存の予防措置を活用しながら、系統の多重化や拠点の分散、代替施設の整備などにより、その機能の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を迅速で的確に実施するため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等の活用により整備をし、その適切な保存やバックアップ体制の整備に努めます。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において、落ち着いて適切に行動するための知識を持つことが重要です。

このため、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発のあり方について必要な事項を次のとおり定めます。

1 国民保護措置等に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び道と連携して、住民へ広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について、住民等へ継続的に啓発を行うとともに研修会や講演会等の実施も計画します。

また、高齢者や障がい者、外国人等へは、点字や外国語の広報媒体を使用するなど実態に合わせた方法による啓発に努めることとします。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、国民保護の啓発実施に当たっては、防災に関して、これまでに功労のあった方の表彰をするなど防災の啓発と連携するとともに、消防団や自主防災

組織の特性を生かしながら地域住民への啓発に努めます。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、道教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うこととします。

また、私立学校へは、同様の安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育が行われるよう要請します。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市への通報義務や不審物等が発見した場合の管理者への通報等について、啓発資料などを活用しながら住民への周知に努めます。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民への周知に努めます。

また、日本赤十字社北海道支部や道、消防機関などと連携して、傷病者の応急手当について普及に努めます。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したときや建物などが破壊されるなどの具体的な被害が発生した場合には、当初はその被害の原因が明らかでないことも多いと考えられます。

このような被害が発生したときは、国から武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前であっても、初動措置として関係機関からの情報収集や分析を行うなどし、その被害の状況に応じた応急活動を行うことが、住民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重要です。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で市へ攻撃の前兆に関する情報が提供された場合においては、事案発生時にいつでも迅速に対応できるように体制を整備しておくことが必要です。

このため、このような事態に対応した市の初動体制について次のとおり定めます。

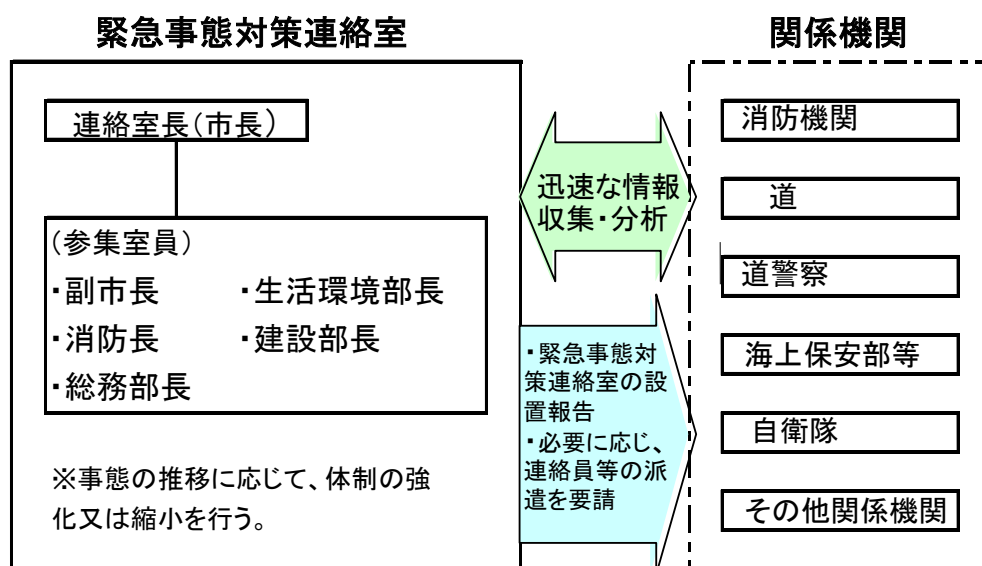
1 事態認定前における緊急事態対策連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態対策連絡室の設置

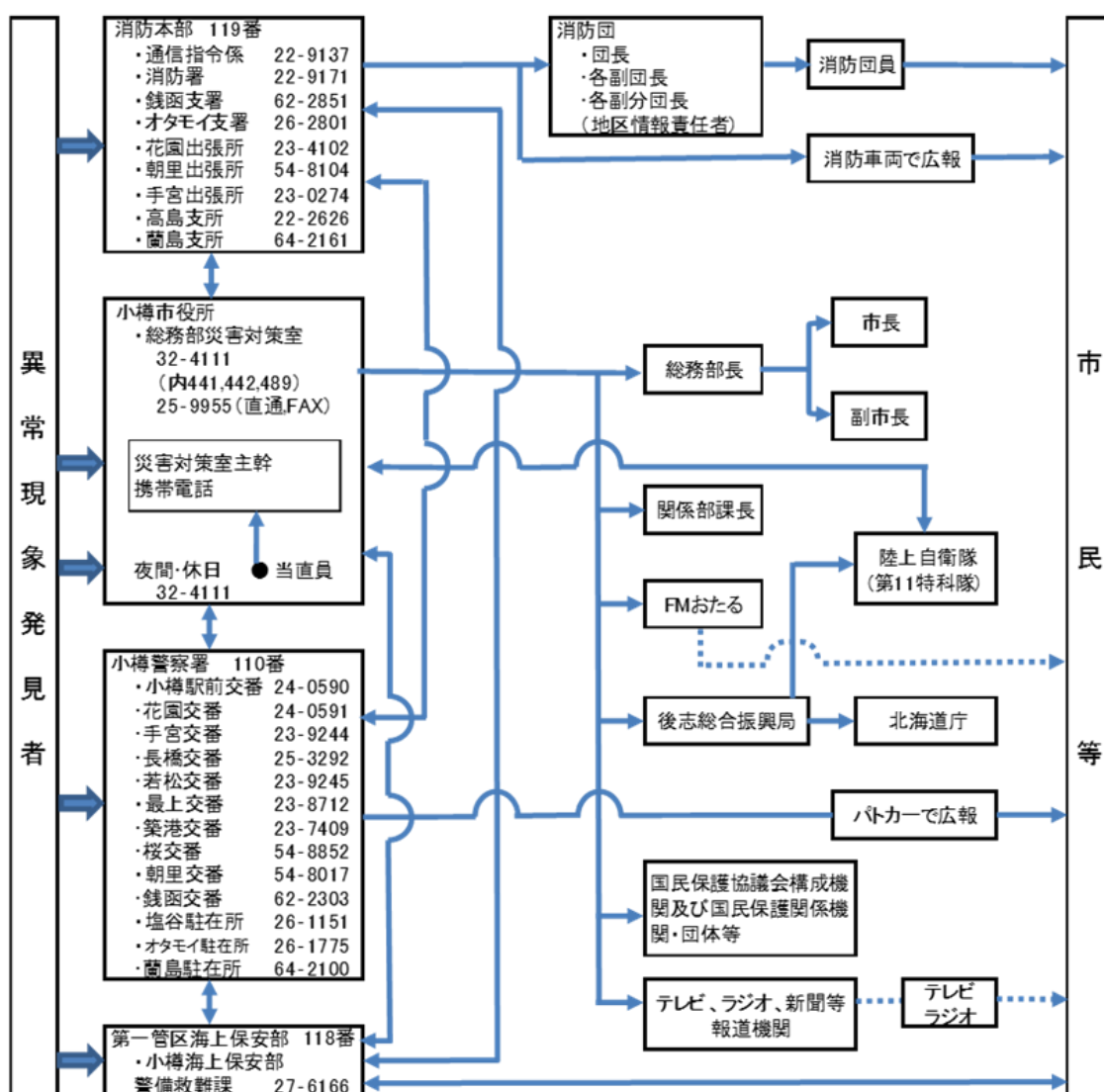
- ① 市内で多数の死傷者が発生したときや建物などが破壊されるなどの具体的な被害が発生したときには、市長は、速やかに道及び道警察に連絡を行うとともに、市において事態への確かつ迅速に対処するため、緊急事態対策連絡室を設置し、被災者の救助、災害の拡大防止など、緊急事態発生時の初動措置を実施します。

緊急事態対策連絡室は、市対策本部員のうちから事態発生時の対処に必要な不可欠な少人数の要員により構成します。

【市緊急事態対策連絡室の構成等】



○ 事態発生時の連絡体制



② 市が設置する緊急事態対策連絡室は、消防機関や他の関係機関を通じて事態発生時の状況などの情報収集を行い、国、道及び関係する指定公共機関、指定地方公共機関等へ迅速に情報提供をするとともに、緊急事態対策連絡室を設置した旨を道へ連絡します。

この場合において、迅速な情報収集及び関係機関等への情報提供のため、現地の消防機関との通信を確保することとします。

(2) 初動措置の確保

市は、事態の発生を把握したときは、市に緊急事態対策連絡室を設置し、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救

助・救急などの活動状況を踏まえて、必要に応じて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。なお、国、道等からの入手情報を消防機関へ提供するとともに必要な指示を行います。

また、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、緊密な連携を図ります。

政府が事態認定を行い、市に市町村対策本部の設置の指定がない場合は、国民保護法に基づき必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行うこととします。

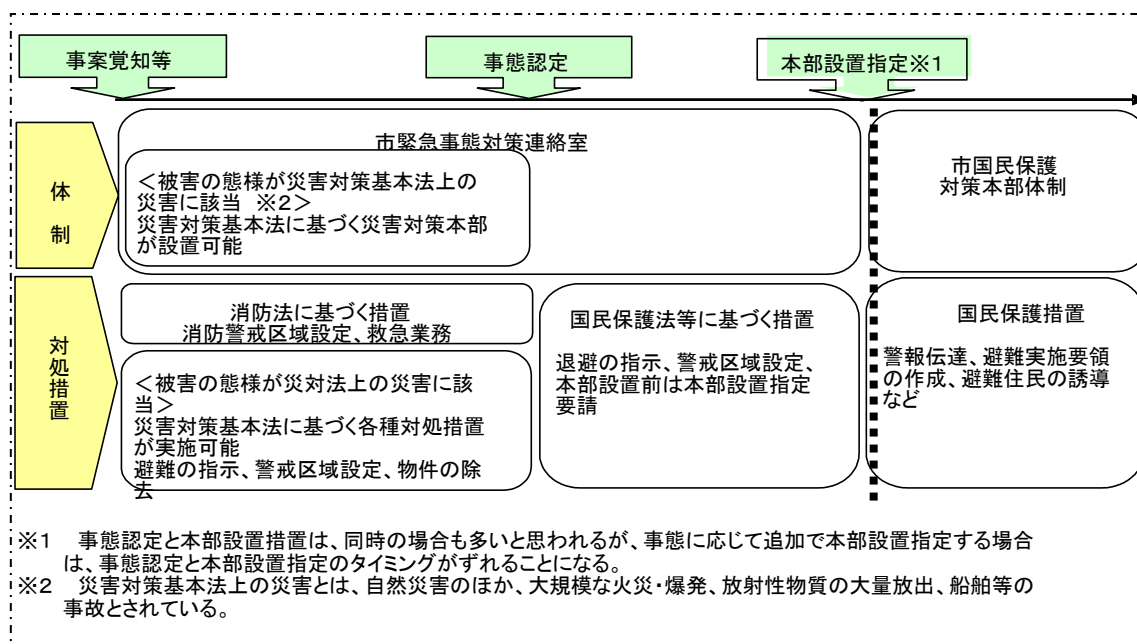
(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害の対処に関して、発生の状況や必要に応じて、道や他の市町村等へ支援を要請します。

(4) 対策本部への移行に要する調整

市は、当初原因が不明であった事案に対処するため緊急事態対策連絡室を設置した後に、政府において事態認定され、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があったときは、直ちに市対策本部へ移行して、災害対策基本法に基づいて講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を実施するなど必要な調整を行います。

なお、この時点で緊急事態対策連絡室は、廃止します。



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、道を通じて、国から警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定は行われたが、本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えて即応体制を強化すべきと判断した場合は、担当課体制又は、緊急事態対策連絡室を立ち上げ、即応体制の強化を図ることとします。

この場合において、市長は情報連絡体制や職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制、生活関連等施設の警戒状況などを確認するとともに、市域内で事案が発生した場合に速やかに対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築します。

第2章 市対策本部の設置等

市は、道を通じて市町村対策本部の設置の指定が通知された場合は、速やかに市対策本部を設置して国民保護措置を実施しなければなりません。

このため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能などについて次のとおり定めます。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行います。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村への指定の通知

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を通じて、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けます。

② 市対策本部の設置

指定の通知を受けたときは、市長は、直ちに市対策本部を設置します。

なお、事前に緊急事態対策連絡室を設置していた場合は、直ちに市対策本部に切り替えます。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者（注2 1）は、市対策本部員（注2 2）、市対策本部職員等（注2 3）に対し、緊急連絡網などを活用して市対策本部へ参集するよう連絡します。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市消防庁舎6階講堂に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します。特に関係機関との相互の通信手段の確保と通信状態を確認します。

市対策本部を設置したときは、直ちに市議会に市対策本部を設置した旨を連絡します。

⑤ 交代要員の確保

市は、武力攻撃事態等が長期化することに備え、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料などの備蓄、自家発電設備及び仮眠設備などの確保に努めます。

⑥ 本部の代替機能の確保

市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、武力攻撃事態等の発生地域を見極めながら、最も適切で安全と判断される教育委員会庁舎などにおいてその業務を担うこととします。

なお、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置できない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議します。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請

市長は、市町村対策本部を設置すべき指定が行われていない場合においても、市内において国民保護措置を総合的に推進するため必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請します。

(注2 1) 市対策本部担当者・・・総務部災害対策室職員

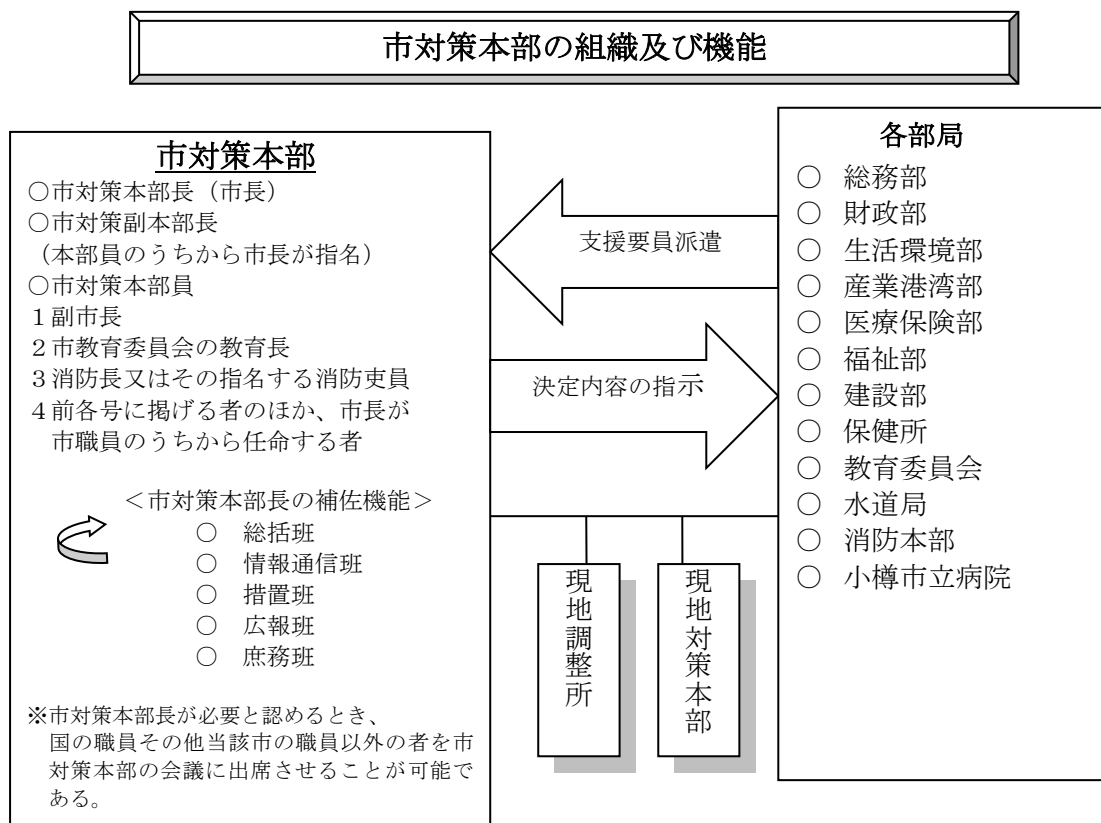
(注2 2) 市対策本部員・・・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に規定された、本部長を含む構成員。

(注2 3) 市対策本部職員・・・災害対策室職員のほか、安否情報担当職員、広報担当職員、総務課職員、消防職員など

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとします。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能図】



【市対策本部長の補佐機能編成組織図】 →資料編へ

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における、広報広聴体制を整備します。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自らが記者会見を行うこと。
- ウ) 都道府県と連携した広報体制の整備に努めること。

④ その他、関係する報道機関のリストは次のとおり。

※関係報道機関の一覧表→資料編へ

(5) 市現地対策本部の設置

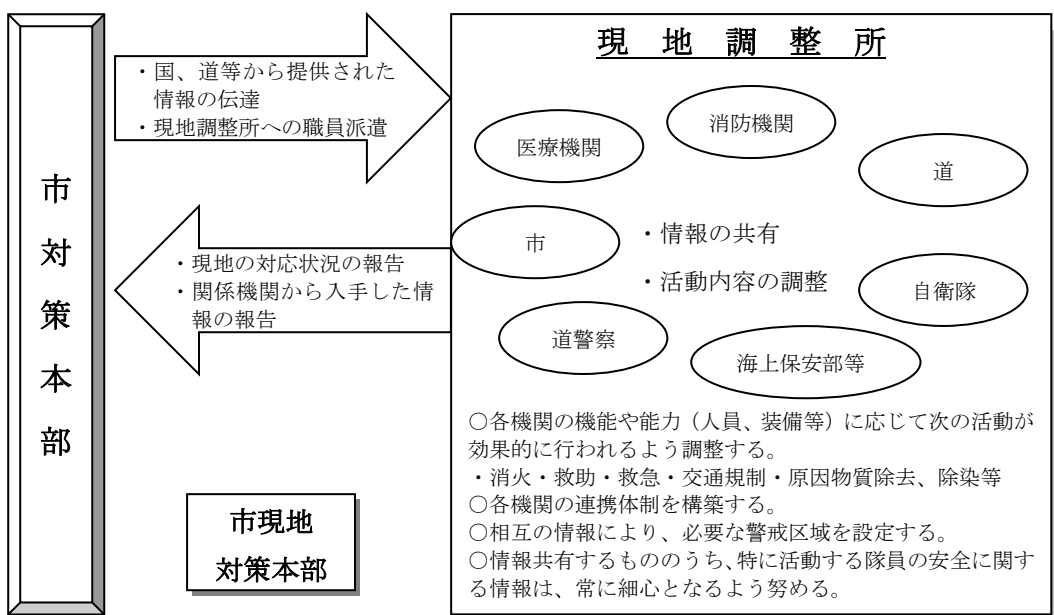
市長は、被災現地において、国民保護措置を速やかで適切に実施する必要がある場合や国、道などの対策本部との連絡調整のため現地における対策が必要と認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置します。

市現地対策本部長や本部員は市対策副本部長、市対策本部員その他の職員の中から市対策本部長が指名する者をもって充てます。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合に、その被害の軽減や現地において国民保護措置に当たる要員の安全確保を図るため、現地における関係機関（道、消防機関、道警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関など）の活動を円滑にするため、調整する必要があると認めたときは、市は、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が既に設置されている場合は、職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

【現地調整所の組織編制図】



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の速やかで適切な実施を図ります。

① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域内に係る国民保護措置を速やかで的確に実施する必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。

② 道対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、道対策本部長に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請します。

また、市対策本部長は、道対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにします。

③ 情報提供の求め

市対策本部長は、道対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し、総合調整を行う必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うとき、関係機関に対して、市の区域内において実施している国民保護措置の状況について、報告又は資料の提供を求めます。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域内に係る国民保護措置を実施するため、必要な限度において、必要な措置を実施するよう求めます。

この場合、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由や措置の内容など、その求めの趣旨を明らかにします。

(8) 市対策本部の廃止

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定解除通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線の移動系通信回線若しくはインターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）などの固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努めます。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じて、情報通信手段の機能確認を行い、情報通信に支障が生じた場合は、職員を直ちに現場に派遣し、応急復旧作業を行うとともに、直ちに総務省にその状況を連絡します。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における、無線交信の混雑により生じる混信などの対策のため、必要に応じて、通信運用を指揮する職員を避難先地域などに配置し、市が管理する無線局などの通信統制を行うなど、正常な無線交信ができるよう努めます。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定めることとします。

1 国・道の対策本部との連携

(1) 国・道の対策本部との連携

市は、道の対策本部及び、道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報提供を行うこと等により、密接な連携を図ります。

(2) 国・道の現地対策本部との連携

市は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣し、国・道の現地対策本部と密接な連携を図ります。

また、運営が効率的と判断されるときは、必要に応じて、国・道と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力します。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域内における国民保護措置を速やかで適切に実施するため必要があると認めるときは、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）に対して、その所掌する事務に係る国民保護措置の実施に関して、必要な要請を行います。この場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして要請します。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域内における国民保護措置を、速やかで適切に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めます。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を速やかで適切に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、それぞれの業務に係る国民保護措置の実施に関して必要な要請を行います。この場合、各機関の業務内容に照らして、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにします。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請します。（国民保護等派遣）

また、通信の途絶などにより、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請ができない場合は、努めて自衛隊札幌地方協力本部長又は市国民保護協議会の委員

たる陸上自衛隊第11特科隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては北部方面總監、海上自衛隊にあつては大湊地方總監、航空自衛隊にあつては、第2航空団司令を介して、防衛大臣に連絡をします。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命じられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（注24）（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図ります。

4 他の市町村長等に対する応援の要請、事務の委託

（1）他の市町村長等への応援の要請

- ① 市長は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に対して、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、応援を求めます。
- ② 応援を求める市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その協定に基づき応援を求めます。

（2）道への応援要請

市長は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事等に対して、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにして、応援を求めます。

（3）事務の一部の委託

- ① 市は、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえて、次の事項を明らかにして委託をします。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁方法その他必要な事項

（注24）治安出動・・・内閣総理大臣の命令により、治安維持のため自衛隊が出動すること。一般の警察では対処できないことが認められる場合と、都道府県知事の要請に基づく場合に限られる。

防衛出動・・・国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により自衛隊が防衛のために出動すること。

② 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合は、前記事項を公示するとともに、道に届け出します。

また、事務の委託や委託に係る事務の変更、事務の廃止をした場合は、その内容を速やかに議会に報告します。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関や指定地方行政機関の長、特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、職員の派遣を要請します。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対しても、職員の派遣を要請します。

(2) 前記の要請をするときは、道を経由して行います。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請します。また、要請をしても必要な職員が派遣されない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、道を経由して総務大臣に対して、職員の派遣について斡旋を求めることとします。

6 市が行う応援等

(1) 他の市町村に対する応援等

① 市は、他の市町村から国民保護措置の実施に関して、応援の要請があった場合には、要請された応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合などの正当な理由があるときを除いて、求められた必要な応援を行います。

② 市は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合は、所定の事項を議会に報告するとともに公示をし、道に届出します。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対する応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関が行う国民保護措置の実施に関して、労務、施設、設備又は物資の確保について応援の要請があったときは、要請のあった応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合などの正当な理由があるときを除いて、求められた必要な応援を行います。

7 ボランティア団体等への支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達や自主防災組織、町内会長等の地域の

リーダーから住民の避難誘導等の実施に関して協力の申し出があった場合、協力する住民の安全性を十分確保するとともに、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供など、必要な支援を行います。

(2) ボランティア活動への支援

市は、武力攻撃事態等において、ボランティア活動団体から協力の申し出があった場合には、活動の安全性を十分確保する必要があることから、事態の発生状況を踏まえて、ボランティア活動の適否を判断します。

なお、安全を十分に確保できると判断した場合には、道と連携して、ボランティア団体等と相互に協力し、被災地や避難先地域における要望や活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センターにおける登録・派遣調整等の受入体制の確保などに留意しながら、その技能などの効果的な活用ができるように努めます。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、国民や企業等からの救援物資については、道や関係機関と連携して、受入れを希望するものを把握します。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送などの体制を整備します。

8 住民への協力要請

市は、国民保護措置を実施するため住民の協力が必要であると認めるときは、住民に対して、次の事項についての協力を要請します。この場合、要請を受けて協力する者の安全確保について十分に配慮します。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の速やかで適切な伝達および通知を行うことが極めて重要なことから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、次のとおり定めます。

1 警報の内容の伝達等

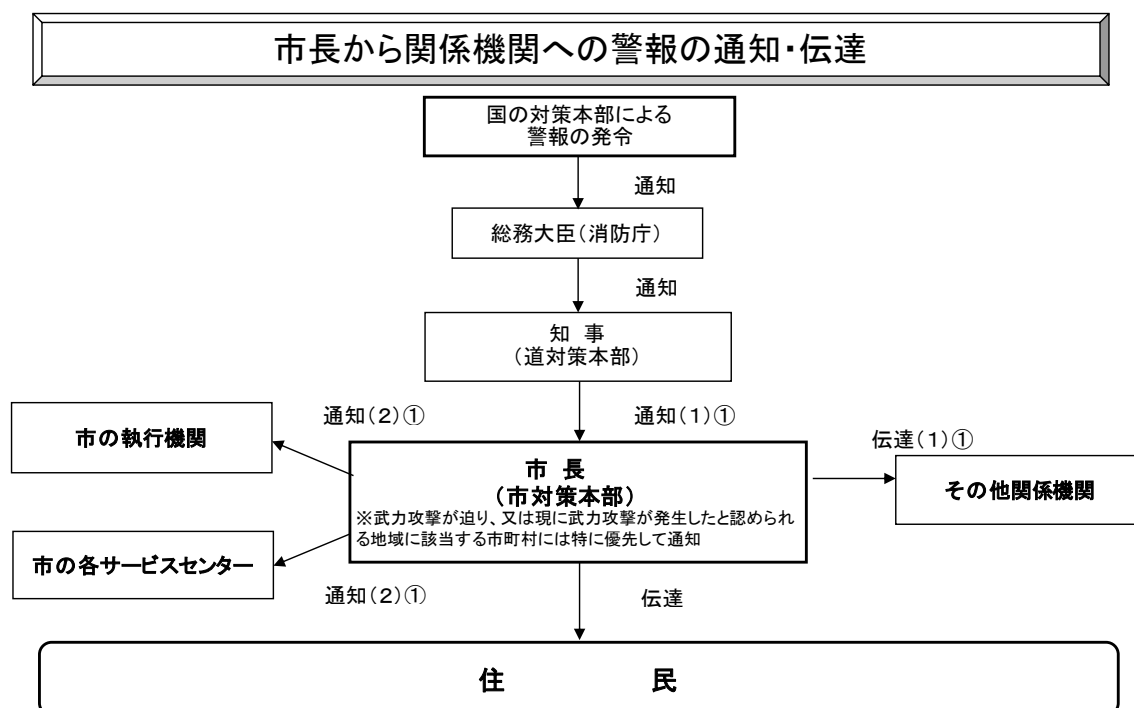
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民や関係のある公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達することとします。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育所など）に対し、警報の内容を通知することとします。
- ② 市は、警報が発令されたときは、報道発表を速やかに行うとともに、市ホームページ (<http://www.city.otaru.lg.jp>) に警報の内容を掲載します。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



※市長は、消防車両などにより住民へ警報伝達し、又、報道機関に警報内容を報道依頼するほかホームページ(<http://www.city.otaru.lg.jp/>)に警報の内容を掲載

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行います。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合は、原則として、消防車両による広報のほか、報道機関への報道依頼などで住民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において、警報が発令されたことを周知することとします。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア) この場合は、原則としてサイレンは使用しないで、市のホームページへの掲載などによる手段により、周知を図ります。

イ) なお、市長が特に必要と認める場合は、サイレンを使用して住民等へ周知を図ります。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等へ

の協力依頼などの方法も活用します。

- (2) 市長は、各世帯へ警報の内容を伝達できるよう、消防機関との連携や自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、警報伝達体制の整備に努めます。

この場合、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うことなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮します。

また、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が住民等への確かつ速やかに行われるよう、道警察と緊密な連携を図ります。

- (3) 市が行う警報の内容の伝達は、特に高齢者や障がい者、外国人などに対する伝達に配慮することとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局が連携のもとに避難行動要支援者個別票を活用するなど、避難行動要支援者へ速やかに正しい情報が伝達され、避難に備えることができるような体制の整備に努めます。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻事態の双方の場合とも、原則としてサイレンは使用しないこととします。(その他は、警報の発令の場合と同様とします。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。

第2 避難住民の誘導等

市長は、道の避難の指示に基づいて避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなります。

市が、住民の生命、身体、財産を守る責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定めます。

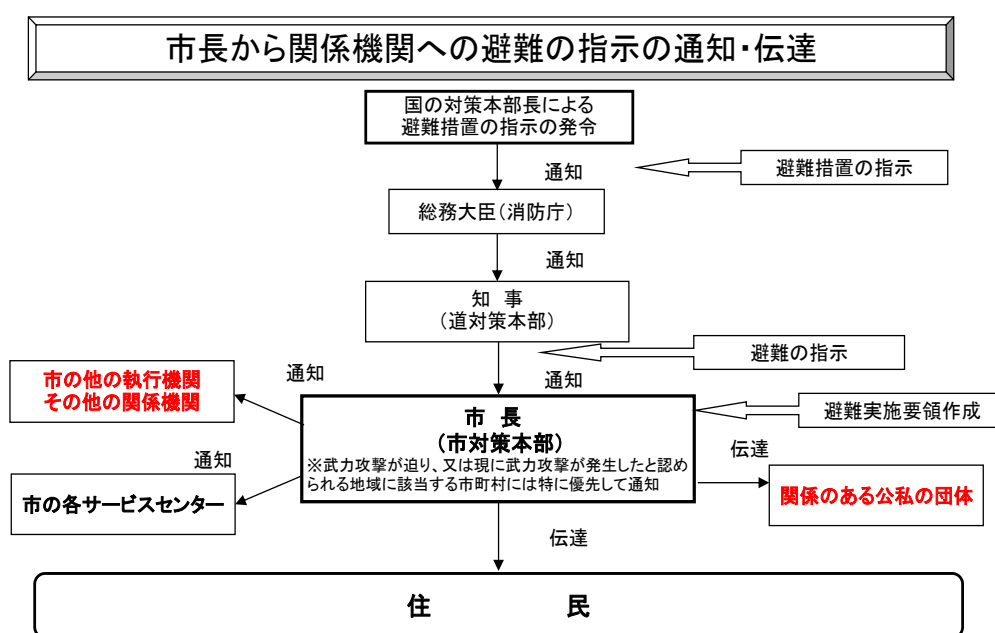
1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を速やかで適切に行うことができるよう、事

態の状況を踏まえて、被災情報や現場の情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、市が収集した情報を迅速に道へ提供します。

- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民や関係のある公私の団体へ迅速に伝達します。
- ③ 市長は、警報の伝達に準じて、市の他の執行機関、その他関係機関に対して、避難の指示を迅速かつ確実に通知します。

※ 避難の指示の流れは、下図のとおりです。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、道から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にして、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成し、案について、各執行機関や消防機関、道、道警察、海上保安部等、自衛隊など各関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。

策定に当たっては、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後に速やかに行えるようその迅速な作成に留意します。

避難の指示の内容が修正された場合や事態の状況が変化した場合には、直ち

に避難実施要領の内容を修正します。

【避難実施要領に定める法定事項】

- ・避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他の避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導のときに、活動に当たる様々な関係機関が共通認識のもとに住民避難を円滑に行えるようにするため策定するものなので、原則として道計画に記載される市町村の計画作成基準の内容に沿って、次の項目を記載することとします。

ただし、緊急の場合など時間的な余裕がないときは、事態の状況などを踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容にすることもあります。

【道計画における「市町村の計画作成基準」としての避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまったときの緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

市長は、避難実施要領の策定に当たっては、次のことを考慮します。

- ① 避難の指示の内容を確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

※特に、避難の指示以前に、自主的な避難が行われることも併せて考慮

- ③ 避難住民の概数の把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（個別票の活用、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【避難実施要領（例）】→資料編へ

（４）国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用が競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるよう、道を通じて、国の対策本部へ現場の状況等を早急に連絡します。

この場合、道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、市において、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について意見や関連する情報をまとめることとします。

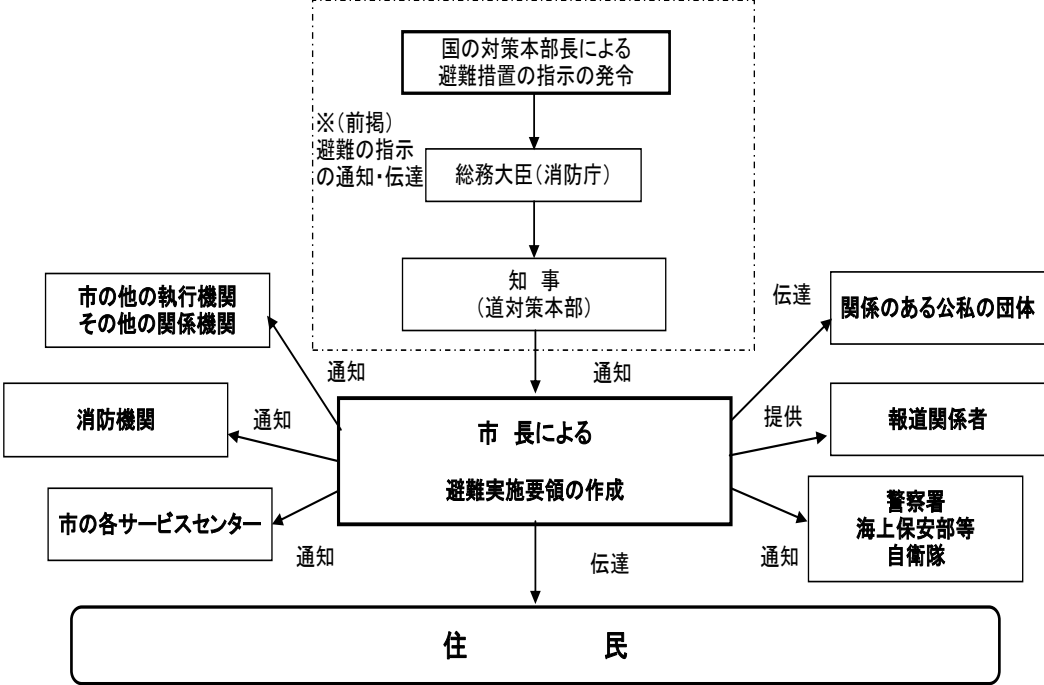
（５）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後は、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体へ伝達します。その際、住民へは迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、小樽海上保安部長及び第一管区海上保安本部長（以下「海上保安部長等」といいます。）、自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知します。

さらに、報道関係者へ避難実施要領の内容を提供します。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導します。その際、避難実施要領に沿って、町内会、自治会、学校、事業所等を単位として誘導します。

ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置し、各種連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を設置するなど、避難住民を円滑に誘導できるよう図ります。

職員には、住民から避難誘導活動への理解と協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させるとともに、服装や腕章、旗、特殊標章等の携行に配慮します。

なお、夜間においては、暗闇の中で視界が低下するなど、避難住民の不安が一層高まることから、避難経路の要所において、避難誘導員が投光器具や車のヘッドライトを活用した夜間照明を配備することなどにより住民の不安軽減のために必要な措置を行います。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を踏まえながら、市長が定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を行うとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者を車両等により運送するなど、保有する装備を活用して避難住民の誘導を行います。

消防団は、消防本部又は消防署と連携して消火活動及び救助・救急活動に当たるとともに、自主防災組織や町内会等とも連携して避難住民の誘導を行います。

また、避難行動要支援者に関する避難情報の確認や要避難地域内における残留者の確認等、担当する地域とのつながりを活かした活動を行います。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえて、市職員及び消防機関だけでは十分な対応が困難と市長が認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」といいます。）による避難住民の誘導を要請します。

この場合、市長はその旨を知事に通知します。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けたときは、その時点における事態の状況や避難誘導の状況を踏まえて、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう調整を行うこととします。

避難誘導における現場での調整を円滑にするため、また、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて、現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民へ避難住民の誘導に際して、必要な援助についての協力を要請します。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、道と連携して、食料や飲料水の提供、医療の提供その他の便宜を図ります。

また、避難住民の心理状態に配慮し、避難住民へ必要な情報提供を適切に行

うとともに、避難住民の不安軽減のため、可能な限り事態の状況等と併せて行政の対応についても情報提供することとします。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、市において、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行います。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあります。)

(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市(町村)は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を図ります。

(8) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者へは、事態の状況などの情報に基づく丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めます。

しかし、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生することが予測される場合には、更に必要な警告や指示を行います。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に対しては、必要な協力を行うとともに、道警察と協力して住民等からの相談に応じることなど、避難住民の不安の軽減に努めます。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえて、獣医師、動物愛護団体、ボランティアなど関係団体との協力体制の下、次の事項等について所要の措置を講ずるよう努めます。

- ・危険動物等の逸走対策

・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護

(11) 通行禁止の措置

市は、市が管理する道路について、通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力し、直ちに住民等へ周知徹底を図るよう努めます。

(12) 道に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して、食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援要請を行います。

その際、特に道による救護班等の応急医療体制との連携に注意をします。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市町村と競合するなど、広範囲な調整が必要なときは、知事に対して必要な調整を行うよう要請します。

知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を行います。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合は、道との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を要請します。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく運送の要請に応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対して、指定地方公共機関にあっては、道対策本部長にその旨を通知します。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるために必要な措置を行います。

<避難に関する参考事項>

【1. 道からの避難に関する通知の内容】

- ① 住民等の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民等の避難を受け入れる地域（避難の経路となる地域を含む）
- ③ 関係機関が構ずるべき措置の概要

【2. 避難指示に当たってのチェックリスト】

- ・ 要避難地域に該当する避難住民の把握
- ・ 避難のための輸送手段の調整
- ・ 避難経路や交通規制の調整
- ・ 自家用車の使用等に係る調整
- ・ 避難施設の状況の確認
- ・ 道による支援の確認
- ・ 道と市の役割分担の確認
- ・ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整

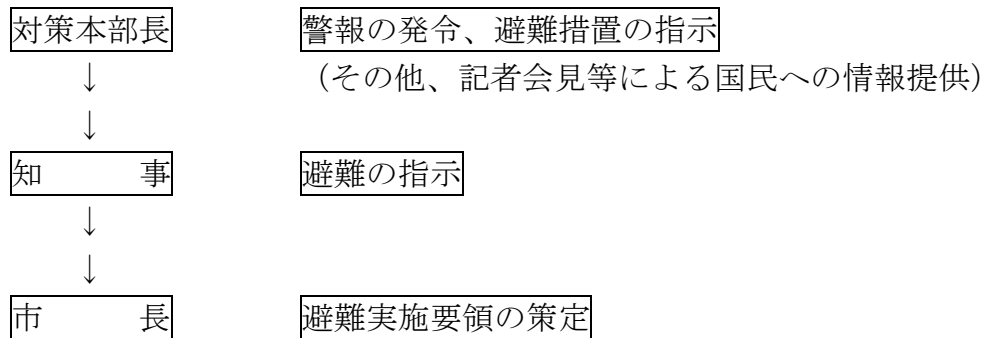
【3. 避難実施要領作成に関する個別の留意事項】

ア 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本です。
(※屋内・・・できるだけ近くにあるコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下鉄駅舎などの地下施設に避難することになります。)
- ② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となります。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。

このため、弾道ミサイルの発射主体（国又は国に準じる者）の意図により、攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。このため、すべての市町村に着弾の可能性があります。このため、すべての市町村に着弾の可能性があります。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルと同様の対応をとるものとします。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本です。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示（注25）や警戒区域の設定を行う必要がありますが、その際にも事後的に避難措置の指示が出されることが基本です。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と平行して同時に行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には住民を要避難地域の外に避難させることになります。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適切な避難先に移動させることが必要になってきます。

- ③ 以上のことから、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、道、道警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それら機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要です。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとします。

- 避難に当たり、比較的時間に余裕がある場合

「一時避難所までの移動」→「一時避難所からバス等の運送手段による移動」というような手順が一般に考えられます。

（注25）退避の指示・・・退避の指示とは、国民保護法では、武力攻撃による災害が発生した場合は、一般的に国（道を通じて）からの指示により住民等の避難を行います。現に武力攻撃による災害が発生し、目前の危険を一時的に避けることなど、特に必要がある場合には、地域の実情に精通している市長が、独自の判断で住民を一時的に退避させるものです。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などでは、道の対策本部長による避難の指示を待つ時間的な余裕がない場合もあることから、市長が被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性を判断して、地域の住民の安全確保のため、退避の指示を行うものです。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、道警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することになります。

特にこの場合、初動時には、住民や旅行者など滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から住民が緊急時において、どのように対応すべきかについての問題意識を持ってもらうことも必要です。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により攻撃の態様も様々ですが、少人数のグループにより行われるため、相手の使用可能な武器も限定されることから、一般には被害も狭い範囲に限定されます。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核や原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要です。

ウ 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方で、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、道の区域を越える避難に伴い、国全体としての調整などが必要となり、国の総合的な方針を待って対応することになります。

このため、道計画における整理と同様に、着上陸侵攻に伴う避難については、事態発生時における国の総合的な方針に基づき行うことを基本とすることから、このような事態を想定した避難の具体的な対応については、定めないこととします。

第5章 救援

市は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について次のとおり定めます。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から市長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで、実施することとされた救援に関する措置について、関係機関等の協力を得て行います。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行います。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本です。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の

指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、積雪寒冷地などの地域の特性を考慮し、必要な研究を進めていくこととします。

2 関係機関との連携

(1) 道への要請等

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請します。

(2) 他の市町村との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し道内の他の市町村との調整を行うよう要請します。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、知事が日本赤十字社北海道支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社北海道支部と連携しながら救援の措置を実施します。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行います。

(5) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」といいます。）に対し、救援に必要な援助について、協力を要請します。

この場合、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする住民やボランティアなどの安全の確保に十分配慮します。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25

年内閣告示第229号。以下「救援の程度及び基準」といいます。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。

市長は、救援の程度及び基準によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

(2) 救援における道との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にして、市対策本部に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。

また、道と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意します。

(3) 救援の内容

市は、1の(1)の通知があった場合において、次の①から⑩の事項のうち、市が実施することとされた救援に関する措置について、その事務を行うこととされた期間、原則として現物支給により行います。

① 収容施設の供与

ア 避難所の開設

市は、避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設します。

避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮します。

また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者へは、福祉避難所の供与に努めます。

収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与します。

なお、供与に当たっては、その用地の確保に努めるとともに、老人居宅介護等事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮します。

イ 避難所の運営管理

市は、避難所の適切な運営管理を行うに当たって、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の市町村

へ協力を求めます。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保や心のケアの問題等に配慮します。

ウ 応急仮設住宅等の建設

市は、応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を速やかに把握して建設します。

応急仮設住宅等の建設に必要な資材が不足し、調達が困難なときは、道を通じて国に資機材の調達について支援を求めます。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 供給・調達体制の確立

市は、救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においても、これらの食品等が円滑に確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努めます。

イ 給与又は貸与の実施

市は、給与又は貸与を実施する場合は、提供対象人数及び世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達などを行います。

ウ 道への支援要請

市は、供給する物資が不足し、調達が困難な場合には、道へ物資の調達について支援を求めます。

③ 医療の提供及び助産

ア 医療活動を実施するための体制整備

市は、武力攻撃が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素から NBC 攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めます。

また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備について、あらかじめ定

めておけるよう努めます。

イ 医療の提供及び助産

市は、大規模な武力攻撃災害により、多数の死傷者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療を提供できない場合は、必要に応じて救護所を開設するとともに、救護班を編成して派遣します。

また、避難住民等に対する医療の提供及び助産を行う必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し医療を行うよう要請します。

この場合、医療関係団体を通じて医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておくよう努めます。

救護班の緊急輸送については、必要に応じて関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼します。

ウ 医療活動の実施

市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、区域内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努めるとともに、必要に応じ、国及び指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼します。

また、広域後方医療施設への傷病者の搬送について、必要に応じて関係機関に対し、輸送手段の優先的確保などを依頼します。

エ 医薬品等の確保

市は、医薬品の不足が生じるときは、道へ医薬品の確保を要請するなど必要な措置を取るよう努めます。

④ 被災者の捜索及び救出

市は、武力攻撃災害のため、生命や身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者の捜索及び救出を行うときは、業務に携わる職員等の安全の確保に十分留意しながら、道警察や消防機関等が中心になって行う捜索救出活動における連携を図ります。

⑤ 埋葬及び火葬

市は、遺体の埋葬及び火葬については、墓地や火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送手配などを行います。

また、道・道警察及び他の市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の

引渡しなどの実施に努めます。

なお、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」といいます。）における埋葬及び火葬の手續に係る特例（厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例）が定められ、対象となる地域が厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續に従い、埋葬及び火葬に関する事務を実施します。

⑥ 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等へ電話その他の通信手段の確保を図ります。

提供に当たっては、聴覚障がい者等にも必要な情報が入手できるよう配慮します。

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後に、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない場合は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分について、①の「ウ 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により、応急修理を実施します。

⑧ 学用品の給与

市は、道と密接に連携しながら、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じて学用品を給与する措置を実施します。

⑨ 死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

市は、死体の捜索については、道警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部等と連携して実施します。

イ 死体の処理

市は、捜索の結果、武力攻撃災害の際に死亡した場合で、社会混乱のため

その遺族が処理を行えない場合又は遺族がいない場合は、関係機関と連携して死体の洗浄、縫合、消毒等の処理や死体の一時保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行います。

- ⑩ 武力攻撃災害によって、住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後に、障害物の除去の対象となる住居等の状況について情報収集し、住民の生活に著しい支障及び危険を与え又は与えるおそれがある場合並びにその他公共的観点から必要と認めるときに除去作業等を行います。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、核攻撃等、生物剤による攻撃又は化学剤による攻撃の場合には、国、道と連携して医療活動を実施します。

また、迅速な患者の搬送等、必要に応じて関係機関へ協力を要請します。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

- (1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条までに規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次のとおり実施します。

この場合においては、国民保護措置を実施するための必要際小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続のもとに行います。

- ① 救援の実施に必要な医薬品の物資で、生産、販売又は輸送等の事業者が取り扱う物資（以下「特定物資」といいます。）について、その所有者に対する特定物資の売渡しの要請
- ② 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ③ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

- ④ 医療関係者に対して行う医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を行います。

- ⑤ 特定物資を確保するための特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた事業者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査）

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を行います。

- ⑥ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が①の措置に応じない場合の特定物資の収用

- ⑦ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者若しくは占有者が②の措置に応じない場合又はその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者及び占有者の同意を得ない土地等の使用

- ⑧ 正当な理由がないにもかかわらず、医療関係者が④の求めに応じない場合の医療の指示。

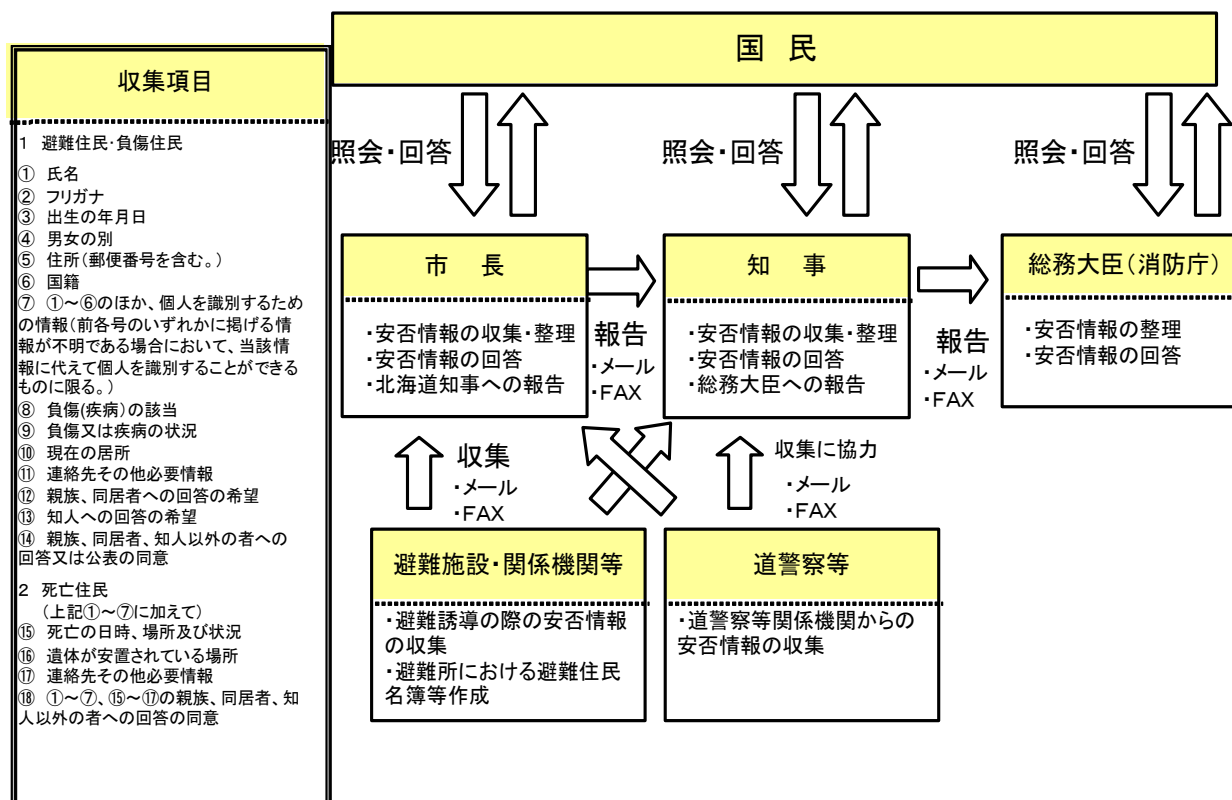
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者へ医療を行うよう要請し又は医療を行うべきことを指示する場合には当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供することなど、医療関係者の安全の確保に十分配慮します。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を考慮し、緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定めます。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れは、下図のとおりです。



1 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行います。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行います。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理している医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行います。

また、避難所において避難住民から任意で収集する情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務を円滑に行うために保有している情報等を活用して情報収集を行います。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対して、必要な範囲内において、安否情報提供への協力を行うよう要請する場合に行われる協力については、各機関の業務の範囲内で行われるものであり、また、自主的な判断に基づくものであることに留意します。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を避けて、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合、重複している情報や真偽が定かでない情報については、その旨がわかるように整理をしておきます。

3 道に対する報告

市は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付します。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報照会の窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市のホームページなどで住民等へ周知します。

② 住民からの安否情報照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受付します。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面による提出ができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けることとします。

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととします。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、安否情報の照会があった者について、市が安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、照会のあった者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡又は負傷しているか否かの別を回答します。
- ② 市は、照会にあった者の同意が得られたとき又は公益上特に必要があると認められるときは、照会をする者が必要とする安否情報に応じて、様式第5号により必要とする項目を回答します。
- ③ 市は、安否情報の照会に応じて回答をする場合には、回答をする担当者及び回答先の相手の氏名、連絡先等を把握しておきます。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 市は、安否情報は、個人情報であることから、その取扱いについて十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。
- ② 市は、安否情報の回答をする場合には、必要最小限の情報の回答にとどめることに留意し、負傷又は疾病の詳細状況や死亡状況など、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断の上、回答するようにします。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社北海道支部からの要請があったときは、要請に応じて保有する外国人に関する安否情報を提供します。

この場合の安否情報提供に当たっても、4(2)、(3)と同様に、個人情報の保護に配慮した上で、情報提供をします。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応や安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があります。武力攻撃災害への対処に関して、基本的な事項を次のとおり定めます。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や道等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害の対処のために必要な措置を講じます。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生したときやNBC攻撃による災害の発生による国民保護措置の実施のため高度な専門知識や訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対して必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など、武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報します。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは市長自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要でありそれぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認めるときは、住民に対し退避の指示を行います。

退避の指示に際しては、必要により現地調整所を設けて関係機関との情報共有や活動内容の調整を行います。

また、既に、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、そこへ職員を速やかに派遣します。

【退避の指示（例）】→資料編へ

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合で、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示します。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うことが想定されます。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合で、住民等に何も防護手段がなく、他へ移動するよりも、屋内の外気からの接触がより少ない場所に留まる方がより安全だと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が目立たないように行動し、その行動の情報がない場合で、屋外を移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行うときは、消防車両等により速やかに住民へ伝達するとともに、放送事業者へその内容を連絡します。また、退避の指示の内容等について、知事に通知します。なお、退避の必要がなくなり指示を解除したときも同様に伝達等を行います。

② 知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を市長が受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に必要な活動について調整します。

(4) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民へ伝達する市職員に対して、二次災害が起きないように国及び道からの情報や市が把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等について、最新情報の共有に努め、消防機関、道警察及び海上保安部等と現地調整所において連携を緊密にするなど、活動時の安全確保に配慮します。

② 市長は、市職員及び消防職団員が退避の指示を行った地域で活動するときには、必要に応じて道警察、海上保安部等、自衛隊から意見を聴くなど安全確認をした上で活動させるとともに、各職員が常時最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また地域から職員が退避する方法等について確認をします。

③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対しては、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付して着用させることとします。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断して、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定（注26）を行います。

(注26) 警戒区域の設定・・・武力攻撃事態等において、目前の危険を避けるため、特に必要がある場合は、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で、一時的な立入制限区域を設けるものです。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、区域内への立入制限等への違反については、罰則を適用して履行を担保する点において、退避の指示とは異なるものです。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約される情報のほか、現地調整所における道警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。

また、事態の状況や変化等に応じ、必要な警戒区域の範囲の変更等を行います。

NBC攻撃等などにより汚染された可能性のある地域を警戒区域として設定する場合は、専門的な知見や装備等を有している機関に対して、必要な情報提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等により住民へ広報・周知します。また、放送事業者へその内容を連絡します。

警戒区域の設定を行った場合は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対して、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命令します。

③ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、道警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をするとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保します。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に必要な活動について調整を行います。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合には、退避の指示の場合と同様に、区域内で活動する職員の安全確保を図ります。

3 応急公用負担

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を実施するよう指示します。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する国民保護措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を実施します。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に当たって、支障となるものの除去その他必要な措置（工作物を除去したときは保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、道警察等と連携し、効率的で安全な活動が行われるよう必要な措置を実施します。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しながら、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減します。

この場合、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実情に即した活動を行います。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定に基づく消防の応援要請を行います。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等により緊急を要する場合などで必要と認めるときは、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する

計画や緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じて直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図ることなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行います。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に、消防の応援を円滑で迅速に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行います。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定や搬送先への被害情報の提供、トリアージ（注27）の実施等について、医療機関と緊密な連携がとれた活動を行います。

(8) 安全の確保

① 市は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に、二次被害が起こることのないよう、国の対策本部及び道の対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、道警察等と連携した活動体制を確立することなど、安全の確保のために必要な措置を行います。

② その際、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、道警察、海上保安部等、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させることなど安全確保のために必要な措置を行います。

（注27） トリアージ・・・治療の優先順位による患者の振り分け。

- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対して情報の提供及び支援を行います。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動を行います。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとします。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、道その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定めます。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。また、自ら必要があると認めるときも、同様とします。

(3) 市が管理する施設の安全確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、施設の管理者の立場から安全確保のために必要な措置を行います。

この場合、必要に応じ、道警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対して支援を求めます。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を実施します。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要性があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対して、武力攻撃災害発生防止のために必要な措置を実施するよう命令（注28）します。

なお、避難住民の運送などの措置において、危険物質等の措置が必要となる場合には、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対して、必要があると認めるときは警備の強化を求めます。また、(1)の①から③（下記の注に記載）の措置を取るために必要と認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を基本とします。

【注28】危険物質等について、市長が命令することができる対象及び措置・・・【対象】

(1) 消防本部所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

(2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を実施することとし、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染に対処するときは、国による基本方針に基づき対応します。特に、対処の現場においては、初動的な応急措置を実施します。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合には、その被害現場周辺の状況の変化に応じて、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

また、保有する装備・資機材等により、対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定や被災者の救助等の活動を行います。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を実施する場合には、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、市は、道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づき必要な措置を行うこととします。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合には、市対策本部において、消防機関、道警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係者等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を収集し、必要な対処を行います。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を派遣し）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受け、その情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃による災害が発生した場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携のもと、次の点に留意して対応します。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃などによる災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道へ直ちに報告します。

また、措置に当たる要員には必要な資器材を調達した上、防護服を着用させて、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

市は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退避時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退避時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めます。

市長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて行われるよう、道に要請します。

② 生物剤による攻撃（注29）の場合

市は、措置にあたる職員には防護服を調達した上で着用させて、関係機関が行う汚染の原因物質を特定するための情報収集などの活動を行います。

また、道警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行います。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる職員には防護服を調達した上で着用させて、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等のための情報収集活動を行います。

（注29）【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】・・・天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に患者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。生物剤を用いた攻撃については、このような特殊性を考慮することなどに特に留意が必要です。

国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しながら、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点に留意して、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的な情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力するなど適切な措置を行います。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、道警察等関係機関と調整しながら下表の措置を実施します。

法第 108 条 第 1 項	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

上記表の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を用いるときは、占有者及び管理者に対し、次表の事項を通知します。ただし、緊急の必要があるときは、その措置を行った後、占有者及び管理者に通知します。

また、上記表の第 5 号及び第 6 号に掲げる措置を実施するときは、適当な場所に次表の事項を掲示します。ただし、緊急の必要があるときは、職員が現場で指示を行います。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 職員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等について、現地調整所や道から積極的な情報収集に努めるとともに、応急措置の活動をする職員へ速やかに情報提供するなど職員の安全確保に配慮します。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報について収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定めます。

○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等などの被災情報について収集をします。
- ② 市は、被災情報の収集に当たっては、消防機関、道警察、海上保安部等との連携を密にするとともに、特に消防機関は、必要に応じて消防車両を活用するなど、機動的な情報収集活動を行います。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、道及び消防庁に対して、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告します。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、あらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により道が指定する時間に道に対して報告します。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断したときには、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、道及び消防庁に報告します。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等における避難住民等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を速やかで適切に行うことが重要です。
このため、保健衛生の確保その他の措置を実施するために必要な事項について、次のとおり定めます。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施します。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、道と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施します。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態に特に配慮します。

(2) 防疫対策

市は、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下に伴い、避難住民等の中での感染症などの発生を防ぐため、道等と連携して感染症予防のための啓発や健康診断、消毒などの措置を行います。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、道と連携し、食品等の衛生確保のための措置を行います。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の発生を防止するため、道と連携して飲料水の確保や衛生確保のための措置を行います。

また、飲料水に関して保健衛生上留意する必要がある事項等について、住民に情報提供をします。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備します。

③ 市は、武力攻撃災害が発生した場合に、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不足すると予想される場合は、道に

対して水道用水の緊急応援の要請を行います。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、道と連携して栄養管理、栄養相談および指導を行います。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない事業者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に従い、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせることとします。
- ② ①により廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者によって、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、市は、速やかにその事業者に対して、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を行わなければならないことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考にしながら、廃棄物処理体制を整備します。
- ② 市は、武力攻撃災害が発生した場合は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想されるときは、道に対して他の市町村の応援要請を行います。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の供給に不足が生じ、価格の高騰など国民生活への悪影響が生じるおそれがあります。

また、日常生活に必要な電気、ガス、水道などの安定的な供給を確保しなければなりません。

このため、市が実施する国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活や経済活動と関連性が高い物資や輸送、サービスなどの役務（以下「生活関連物資等」といいます。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売り惜しみを防止するため道等の関係機関が実施する措置に協力します。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、道教育委員会と連携して、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際には、必要に応じて関係機関と連携し、学校施設等の応急復旧などの適切な措置を実施します。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、被災した住民等に対して、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに延滞金を含む市税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道局が管理する水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事

業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を行います。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路及び港湾等の管理者として、市の公共的施設を適切に管理します。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章（注 3 0）及び身分証明書（以下「特殊標章等」といいます。）を交付管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定めます。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(注 3 0) 【特殊標章の意義について】・・・1949年8月12日のジュネーブ諸条約の「国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）」において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章では「職務等」といいます。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」といいます。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

	<p>〈この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白〉</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name:		
生年月日/Date of birth:		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書〔議定書I〕によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue: 証明番号/No. of card:</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>		
有効期間の満了日/Date of expiry:		

裏面

身長/Height:	眼の色/Eyes:	髪の色/Hair:
その他の特徴又は特徴/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type:		
.....		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要領を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。（市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考に）

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、道及びその他関係機関と協力しながら、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のために必要な措置を行います。

この応急の復旧の実施に当たり必要な事項について、次のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全な状態であることを確認した上で、施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急の復旧を行います。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、移動系の防災行政無線など関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかに復旧措置を行います。

また、復旧措置を行っても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡します。

(3) 道に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を実施するに当たり、必要がある場合には、道に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全な状態であることを確認したうえで、市が管理する水道などのライフライン施設や設備について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて応急の復旧のための措置を行います。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路及び市が所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、道へ報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民等の運送や救援物資の輸送に必要な応急の復旧のための措置を行います。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、市は、武力攻撃災害の復旧を行います。

武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定めます。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討されることとされております。

この場合に、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って道と連携して実施します。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により、市が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況などを考え合わせながら、速やかに復旧を行います。

また、必要がある場合は、地域の実情を考慮しながら、道と連携して当面の復旧の方向を定めます。

第3章 国民保護に要した費用の支弁等

市が国民保護措置等の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされています。

このため、国民保護措置等に要した費用の支弁に関する手続などについて、必要な事項を次のとおり定めます。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で、市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、国が別に定める手続きにより、国に負担金の請求を行います。

(2) 関係書類の保管

市が行う国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出

額を証明する書類などの保管をします。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の一時使用、物資の収用などの行政処分を行ったことにより、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続きに従い補償します。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について市が援助の要請をし、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い損害補償します。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、国民保護措置の実施に関して、道の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、道に対して損失の請求を行います。

ただし、市の責任に帰すべき事由により損失が生じた場合には、道に対して損失の請求を行うことはできません。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりです。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を考え合わせて、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されます。

このため、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及びその地域に所在する施設の管理者等に対して通知及び伝達を行います。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行います。

小樽市国民保護計画
【基本用語集】

平成31年3月
小樽市

基本用語の説明

小樽市国民保護計画で使用する主な用語について次のとおり説明します。

この計画における主な用語の内容は、次のとおりです。

No.	用語	意義
1	武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃をいいます。(国内テロ等の犯罪行為を含みません。)国の指針では、4類型を対象としています。 1 着上陸侵攻、2 グリラや特殊部隊による攻撃、3 弾道ミサイル攻撃 4 航空攻撃
2	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。
3	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていませんが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。
4	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。
5	武力攻撃災害	武力攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、 火事、爆発、放射性物質の放出などにより生ずる人的又は物的災害 のことをいいます。
6	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した 事態、又は、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに 至った事態(後日、対処基本方針において、武力攻撃であることの認定が行わ れることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの をいいます。国の指針では、次のような事態例を対象として想定しています。 (ア)原子力事業所等の破壊、(イ)石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設 等の爆破、(ウ)危険物積載船への攻撃、(エ)ダム破壊のほか炭疽菌等の 散布や航空機による自爆テロなどが想定されています。
7	事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること、又は、緊急対処 事態であることを政府が認定することをいいます。
8	対処措置	武力攻撃事態等に至ったとき、「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけ る我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15年法律第79号。以下「事態対処法」といいます。)に基づき、政府が定める 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいいます。
9	国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」のことをいいます。 具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、 又は、武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、 その影響が最小となるようにするための措置のことをいいます。 例としては、「住民の避難」、「避難住民の救援」、「武力攻撃災害への対処 の関する措置」等があります。
10	国の対策本部	事態対処法に基づき、対処方針が定められたときに、内閣に設置する 事態対策本部のことをいいます。
11	国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部長のことをいいます。 内閣総理大臣(総理大臣に事故あるときは、そのあらかじめ指名する国務 大臣)をもってあてておこなわれています。
12	基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいいます。 政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関して、 あらかじめ定める基本的な指針のことで、指定行政機関及び都道府県が定め る国民保護計画並びに指定行政機関が定める業務計画の基本となります。
13	国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置 の内容及び実施方法などに関して、政府の定める基本指針に基づき定める 「国民の保護に関する計画」のことをいいます。

No.	用語	意義
14	国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会のことをいいます。
15	地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などのことをいいます。
16	指定行政機関	事態対処法第2条第4号の「指定行政機関」をいいます。 武力攻撃事態等への対処の主体として、国の行政機関のうち必要と考えられる機関を事態対処法施行令第1条において指定しています。 具体的には、①内閣府のほか内閣府の外局である防衛庁、金融庁等及び大臣庁である外局の外局(防衛施設庁)並びに各省及び各省の外局、②審議会等、③施設等機関、④原子力安全・保安院、警察庁等の特別の機関のうち、必要と考えられる機関を指定行政機関として指定しています。 例として、内閣府、警察庁、消防庁、気象庁、海上保安庁などがあります。
17	指定地方行政機関	事態対処法第2条第5号の「指定地方行政機関」をいいます。 武力攻撃事態等への対処の主体として、国の行政機関のうち必要と考えられる地方支分部局を事態対処法施行令第2条において指定しています。 例としては、財務局、道農政事務所、道開発局、管区海上保安部など。
18	指定公共機関	事態対処法施行令第3条で定められる公共的機関のこと。 日本銀行、日赤、日本放送協会、日本郵政公社、北海道旅客鉄道(株)日本電信電話(株)、新日本海フェリー(株)、日本通運(株)、北電などがあります。
19	指定地方公共機関	道の区域で電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいいます。 例としては、北ガスなどがあります。
20	国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して、定める「国民の保護に関する業務計画」のことをいいます。
21	NBC攻撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は、化学兵器(Chemical weapons)による攻撃のことをいいます。
22	ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のことをいいます。
23	生活関連等施設	国民生活に関連を持つ施設で、安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設。又は、危険物質等を貯蔵しているなど、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設のことをいいます。 例としては、発電所、浄水施設など。
24	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って、原子力事業所外へ放出される放射性物質又は、放射線により被害を受ける災害のことをいいます。
25	自主防災組織	災害の発生・拡大(特に大規模災害時に)による被害の防止や軽減のため地域住民が連帯し、協力し合って「自らの命は自らが守る」という住民の隣保共同の精神により、効果的な防災活動をすることを目的として結成された自発的な防災組織のことをいいます。
26	道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する国民保護対策本部のことをいいます。 武力攻撃事態発生時には、政府が閣議決定し、該当する都道府県を指定します。
27	道対策本部長	道の対策本部長のことで、国民保護法により、知事をもって充てます。
28	市対策本部	国民保護法に基づき、市が設置する国民保護対策本部のことをいいます。 武力攻撃事態発生時に、政府が閣議決定し、該当する市町村を指定します。
29	市対策本部長	市が設置する対策本部長をいい、国民保護法により、市長をもって充てます。

小樽市国民保護計画
【資料編】

平成31年3月
小樽市

【収集・報告すべき情報】（安否情報省令様式第1号 安否情報報告書）

- 1 避難住民・負傷住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷または疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民
（上記①～⑥に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要情報
 - ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

小 樽 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 小樽市〇〇丁目(町)B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況

【市対策本部において必要な基礎的資料】

※ 基礎的資料の地図や各種データについては、市対策本部の画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。

- ① 市の地図（卓上に広げられ地理的状況がわかるもの）
- ② 住宅地図
- ③ 人口分布（地域別人口分布、年齢別、世帯数、昼夜間別人口、外国人登録者数など）
- ④ 区域内道路網のリスト（高速道路、国道、道道、市道など）
- ⑤ 輸送力のリスト（鉄道、バス、船舶などの運輸業者や公共交通機関の保有する輸送力データ・鉄道網、バス網、保有車両数などのデータ）
- ⑥ 避難施設のリスト（収容能力、屋内外別についてのリスト、応急仮設住宅可能敷地リスト）
- ⑦ ヘリポート適地一覧
- ⑧ 備蓄、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、協定等民間事業者のリスト）
- ⑨ 生活関連等施設のリスト（避難誘導に影響を与えるような一定規模以上のもの）
- ⑩ 関係機関、協定事業者等の連絡先一覧、協定先一覧
- ⑪ 町内会、自治会、自主防災組織等の連絡先一覧
- ⑫ 消防機関のリスト（消防本部、署の所在地、消防団長連絡先、消防装備・資機材リスト）
- ⑬ 避難行動要支援者の個別票

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員など
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管道担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28号	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主 大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

【市対策本部長の補佐機能編成組織図】

班 編 成	各班の機能、役割分担等
<p>1. 総括班 (総務部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報通信班が収集した情報を踏まえて、市対策本部が行う重要な意思決定への補佐 ・ 市対策本部長が決定した方針に基づく、各班への具体的な指示伝達に関する事項 ・ 市が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊派遣要請に関する事項
<p>2. 情報通信班 (総務部、消防本部、 財政部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約、照会回答 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保に関する事項
<p>3. 措置班 (消防本部、財政部、 建設部、保健所、 生活環境部、福祉部、 産業港湾部、水道局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部長が決定した方針に基づく国民保護措置の実施。 ・ 現地状況の報告、生活関連施設の警戒・安全管理 ・ 住民の避難誘導、救援、避難所の開設等
<p>4. 広報班 (総務部広報広聴課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する事項
<p>5. 庶務班 (総務部職員課、 財政部契約管財課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・ 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ・ 車両の運行管理、燃料等物品調達に関する事項

【関係報道機関一覧】

名称	連絡先		備考
	T E L	F A X	
エフエム小樽放送局	32-1000	33-7630	
北海道新聞小樽支社	22-6171	33-0726	
朝日新聞小樽支社	34-3264	22-6716	
毎日新聞北海道報道部 札幌報道部	23-3531 011-231-3085	22-3771 011-222-1049	
読売新聞小樽支局	22-3174	22-3176	
NHK小樽報道室	23-1844	23-1671	
S T V小樽支局	22-2581	29-2581	
H B C報道部	011-232-5872	011-221-6807	
H T B報道部	011-824-4141	011-812-1764	
小樽ジャーナル	29-4422	29-4422	
U H B報道制作局	011-214-5311	011-271-5497	
T V h報道制作局	011-232-7160	011-232-7173	
時事通信社札幌支社	011-231-0827	011-241-2867	
共同通信社札幌支社	011-231-0825	011-221-8898	
日本経済新聞社札幌支社	011-281-3211	011-210-1527	

【避難実施要領（例）】

避難実施要領（案）

北海道小樽市長
○年○月○日現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

小樽市における住民避難は、次の方法で行なうものとする。

- (1) 小樽市の A1 地区の住民は、○市の B1 地区にある○市立○○小学校を避難先として、○日○時をめぐりに住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合：小樽市 A1 地区の住民は、小樽市立○○小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時をめぐりに、できるだけ町内会、自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道 5 号を利用して、○市立 B1 小学校体育館に避難する。

鉄道の場合：小樽市 A1 地区の住民は、JR 北海道鉄道○○線○○駅前広場に集合する。その際、○日○時○分をめぐりに、できるだけ町内会、自治会、事業所の単位で行動し、○○駅までの経路としては、できるだけ国道 5 号又は○○通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発○市 B1 駅行きの電車で避難する。

○市 B1 駅到着後は、○市職員及び小樽市職員の誘導に従って、主に徒歩で○市立 B1 小学校体育館に避難する。

・・・・・・・・（途中省略）・・・・・・・・

- (2) 小樽市 A2 地区の住民は、○市 B2 地区にある○市 B2 中学校を避難先として、○日○時○分をめぐりに住民の避難を開始する。

・・・・・・・・（途中省略）・・・・・・・・

2 避難住民等の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員

- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕があるときは、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、福祉関係者と連携のもと、市職員の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し、必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は丈夫で履き慣れた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

小樽市対策本部	担当	○	○	○	○				
TEL	0134	-	×	×	-	×	×	1	1 (内線 × × ×)
FAX	0134	-	×	×	-	○	○	○	○
								 (以下省略)

【避難実施要領パターン（例）—2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】

（避難するのに比較的時間的な余裕がある場合）

避難実施要領（例—2）

小樽市 市長

○年○月○日現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、S地区において武装した不審船（潜水艦）が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえて、警報を発令し、S地区の住民には、当初屋内での避難待機を指示した。その後、不審船が小爆発したことから、小樽市S地区○丁目を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）

北海道知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

小樽市は、S地区○丁目の住民約2,500人を本日11:00を目途に一時避難施設として小樽市S小学校に集合させた後、本日11:30以降、民間バスにより小樽市I小学校（収容967人）、H小学校（収容938人）、R小学校（収容1106人）の3校へ避難させる。

この際、S小学校までの集合は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を要する者とその介護者に限定する。

避難誘導の方法については、各現場における道警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変わり、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領も併せて修正する。

（2）市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の派遣

市職員をS小学校へ4名、避難先のI、H、R各小学校へ3名派遣する。

また、現地対策本部、現地調整所を開設し、職員を3名派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、

軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。(配置については、別途)

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) S地区 S小学校 2,500人 バス50台

(イ) I小学校 800人 バス16台

(ウ) H小学校 800人 バス16台

(エ) R小学校 900人 バス18台

イ 輸送開始時刻・場所

〇〇日 11:00集合、S小学校 11:20出発

ウ 避難経路

道道 S海岸公園線(予備 市道 山周り)

(4) 避難実施要領の住民への周知伝達

ア 担当職員は、消防車両により対象地域の住民に避難実施要領の内容を伝達する。

その際、他の拡声器搭載車両も動員し、可能な限りの台数で周知を図る。

また、小樽警察を通じ、道警察へも住民周知のため、パトカー等の応援について依頼するとともに、避難経路の要所における交通規制についても協議する。

イ 上記と並行して、担当職員は、避難実施要領について、S地区町会長、当該地区管轄の消防団、警察署長あてFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住民が相互に声を掛け合うよう呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者へ避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般市民より避難に時間を要することから、個別票により、特に速やかな伝達を心掛ける。

キ 外国人、観光旅行者へは、引率者による伝達や語学に堪能な誘導員等を配置することなどに配慮する。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への移動は、一般市民については徒歩による移動とする。

障がい者は自家用車での移動を可とする。

イ 消防機関は、市避難誘導担当部、町会等の協力を得て、住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者については、個別票に沿って次の対応を行う。

(ア) ○○病院入院患者 5 名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難する。

(イ) △△老人福祉施設入居者 25 名は、施設所有車両及社会福祉協議会が対応する。

(ウ) その他介護を必要とする者の避難は、自家用車を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者がいた場合は、特別な理由がない限り、避難をするよう説得する。

イ 避難誘導は、12:00までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、住民の避難誘導に当たっては次の点に留意する。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に毅然とした態度を保つこと。
- ・ 市職員等で誘導に当たる者は、腕章などにより誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ・ 学校や事業所においては、原則として集団で一時避難所まで、集団で行動するように呼びかける。

(8) 住民への周知に関して留意事項

ア 近隣にお互いに声を掛け合うなど、相互に助け合って避難するよう促す。

イ 消防団、町内会などの地域リーダーには、毅然として誘導を行うようお願いをし、混乱の防止に努める。

ウ 避難に際して、住民の携行品は貴重品や最小限の日常品とし、行動に支障をきたさないよう住民に促す。

エ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、身分証明書等の非常持ち出し品を携

行するよう住民に促す。

オ 不審者を見つけた場合は、市職員・消防職員・警察官・海上保安官に知らせるよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う、市職員等へは、二次災害が起こらないよう、現地対策本部や市対策本部からの情報など最新の情報を提供する。

現地調整所では、関係機関による現場での情報共有、活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域では、自らの活動を控えて専門的な装備を有する他の機関に活動を要請する。

誘導を行う、市職員へは、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割 ～ 別に示す

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、道総務部危機対策室及び道警と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の道職員及び市職員との連絡要領は別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 市対策本部設置場所：小樽市役所 市長応接室

オ 現地調整所設置場所：小樽市 S 地区 S 施設駐車場

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、小樽市 I 小学校、H 小学校、R 小学校とする。当該施設に対して、市職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。

その際、道及び○△市（町村）の支援を受ける。

【退避の指示（例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町□丁目」地区の住民は、外での移動が危険なため、近隣の堅牢な建物や地下街などの屋内に一時避難すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町□丁目」地区の住民は、〇〇地区の□□（一時）避難所へ避難すること。